

平成28年2月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成28年2月18日(木)
- 2 場 所 南別館委員会室
- 3 開始時間 午後1時15分
- 4 終了時間 午後6時5分
- 5 出席者 小西委員長、赤松委員、中原委員、島津委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課課長、久保田学校教育課課長、東スポーツ振興課課長、船越生涯教育課課長、新宮文化財課課長、堀之菌学校給食課課長、新甫図書館館長、後藤美術館館長、宇都都城島津邸館長、久保山之口地域振興課課長、山下高城地域振興課課長、桜田山田地域振興課課長、中津高崎地域振興課課長、北園山之口地域振興課副課長、東教育総務課副課長、竹下教育総務課総括担当主幹
- 6 会議録署名委員 中原委員、赤松委員
- 7 開会
○小西委員長
ただいまより、2月定例教育委員会を開催します。なお、本日は議題が大変多ございますが、議事の終了時間は、17時30分を予定しています。皆様のご協力をお願いします。
- 8 前会議録の承認
○小西委員長
1月定例教育委員会の会議録につきましては、お配りしておりますが、承認は次回にお願いいたします。
- 9 会議録署名委員の指名
○小西委員長
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、中原委員、赤松委員をお願いします。
- 10 教育長報告
○小西委員長
教育長の報告をお願いいたします。
○教育長
今日は、議題がたくさんありますので、簡単にさせていただきます。それでは、1枚目、皆さんの手元に12月定例会資料というのがあるかと思いますが、4月からの非行等問題、不登校、いじめ、交通事故、声掛け事案の件数を挙げさせていただきました。傾向的には、不登校は残念ながら、ずっと増え続けているというか、4月に56名の不登校者がいたのが、5月はさらに増えて69名、56名が元に戻ったのがどこかはっきりしないのですけれども、足し算をしていますので、前の者が戻っていなければ、そのまま足されていく形になりますので、12月段階では111名、1月ではちょっと減少して109名ということでございます。残念ながら、中学校が多ございます。おわかりのように90名近くがいるということになります。
いじめ、不登校は、11月は、文部科学省の調査があつて、かなり件数が増えているのだと思います。報告の件数が増えているのは、文部科学省の調査をかけると、その時に小さいこととか全部上がってきて、アンケートもしますので、増えているわけではありません。これの対応はしっかり学校でやら

れておりますので、引き続いているものは、今のところ1件ぐらいあるのかなと思っております。

交通事故に関しましては、毎月、残念ながらゼロの月がないのですけれども、昨日、校長会で4年間無事故無違反の御池小学校を表彰しました。それから、先日、新聞に載りました県職員の人身に近い事故で、宮崎から来る職員が、小学生のかばんに当たったということらしいのです。子どもがこけて、怪我をしたということで、そのまま立ち去ったために、逮捕されるということが起きて、今まだ拘留中ということでございます。

声かけ事案は、1月とか、10月とか増えておりますけれども、これで実害は発生しておりません。前ありました明道の近くの件以外はありませんが、市内、高校生が被害に遭ったというのが発生しています。

以上でございます。報告を終わらせていただきます。

○小西委員長

ありがとうございました。

ただいまの内容について、ご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

11 議事

○小西委員長

本日は、報告が21件、議案が17件、合計38件です。

議案第58号、議案第74号を教育部長よりご説明をお願いいたします。

○教育部長

それではまず、議案第58号ですが、関連がございますので、議案第74号と合わせて行います。

これは、3月補正が2つあるわけですが、どうして2つあるのかということなのですが、まず一つは、議会が、2月26日に招集されますが、本会議2日目の29日に一括審議で採決される案件がございます。これは、これまで実績に応じた不用額で予算を減額していくというものがありましたが、これはすべて議案第58号の中に入っております。委員会の付託をしないで、議会の2日目に一括して、採決をされるものです。

もう一つの議案第74号につきましては、委員会のほうに付託をされて、審査されて、最終日に採決される議案で、3月補正はこの2つになっています。

議案第74号は、国・県からの補助金等の通知によって、増額補正とかそういったものがされているものが、議案第74号ということで、ご理解いただければよろしいかと思います。

それでは、まず議案第58号の資料をご覧くださいます。

まず、総括表で概略の説明をさせていただきます。

歳入の3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入3ページの中ほどに書いてございますが、今回の3月補正については、1億5,565万2千円の減額をします。歳入総額はその結果、17億8,940万8千円となります。一方、歳出総額については7ページをご覧くださいと思います。一番下の段でございます。三角で書いてございます。1億4,247万5千円を減額します。その結果、歳出総額は43億6,693万1千円となります。歳入歳出ともに減額となりました主な理由についてご説明申し上げます。

この総括表の中の4ページをご覧くださいます。4ページの中ほどに、学校林活用事業というものがあります。この部分が125万3千円の増、それから、7ページの5行目に、美術館費というものがあります。作品収集事業540万円を増額補正をしております。また、5ページをご覧くださいと思います。5ページの中段から下のほうにむけて、東小学校建設事業の中の学校建設費の事業確定に伴う不用

額の減額の要求というものがありません。その他6ページ下段のほうに、文化財保護事務費など、各事業確定に伴う不用額の減額で、先ほど申し上げました総額で1億4,247万5千円を減額予算となっております。歳出予算の減に伴って、その財源となる国庫支出金、市債の減が、歳入予算の減となっております。

その他に、2ページのほうに指定寄附金の欄がございます。258万円の増額。これにつきましては、三幸産業株式会社さんから高崎のたちばな学び館及び高崎町内の全小・中学校の図書充実のために寄附をいただいております。また、匿名の方一名から、乙房小学校の図書充実のために、それから寺崎信久様から夏尾小学校の図書充実、夏尾中学校の備品充実のために、また、妻ヶ丘中学校の昭和46年3月卒業生の方々から、妻ヶ丘中学校の備品充実のためにそれぞれ寄附を受けました。ご意思を尊重して、こういった形で図書充実費等の予算を計上したものでございます。

詳細につきましては、これで割愛をさせていただきますが、一つ紹介をいたしますのは、美術館が先ほど申し上げました、これはまたこれから提案をしていくものでありますけれども、この前、美術館の特別展がございました。その中で、山田新一が描かれた「俘虜二人」という絵画があります。これは、韓国の収容所に収容された外国人の方です、この二人の方の絵がこの前の特別展でも展示されて、これは宮崎の青木画材が持っておられたものを、今、美術館に寄託をされております。ですから、この前の日韓朝鮮を見るという特別展がありました。その時にもこれはご覧になったと思いますが、これは、実はバブル期には2千万円ぐらいしたのだそうできて、この絵に対する思いというのが、青木さんにはあって、あえて、売るとしたら、市立都城の美術館に譲りたいというお話がありまして、前々からあったのですけれども、今回、市のほうで財源を組んでくれまして、購入できることになりました。そういうのが議会のほうで必要なのかという質問があるのかもしれませんが、そういうことでございます。一応これが58号議案の主なことでございます。

引き続き、74号を説明させていただきます。

74号の3月補正予算については、先ほど申し上げました内容でございますが、国の平成27年度補正予算に今度計上された中学校空調設備整備事業費を1,110万円新たに要求するというので、歳入のほうもその財源として、国庫補助金が394万6千円計上しているものでございます。

なおこれは、補正で組みまして、事業自体、空調設備事業は平成28年度で繰り越しして実施することになるとなります。今回のこの整備事業が終了しますと、市内全市立の小・中学校の図書室に空調機が全部設置完了になるとことでございます。次のページ、2ページに書いてございますが、空調のない学校名は庄内中学校、西岳中学校です。西岳中学校については、図書室と相談室も合わせてということで、2校分の空調関係の設置の予算を組むということになります。

以上で、議案第58号、74号についての説明は終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。

今の2つの議案についての質問はありませんか。

○島津委員

議案の58号のほうで、歳出が1億7千万円ほどですということで、その中で、5ページのところの、これが一番減っている大きな理由だと思っておりますが、学校建設費のところは1億1,300万円ほど減額になるということで、これは当初からの予算よりも工事費が少なくなったということで、予定していた改修などの事業自体は無事に行われたという理解でよろしいですか。

○教育部長

そうです。事業は順調にほとんど完了しているというところで、実績、要するに予算と入札、実績が

安くすんだということで、その分の不用額ということになります。

○委員長

ほかに内容について、お尋ねはないでしょうか。

○教育長

相当違いますね。上長飯小学校の建設事業7,340万円も安くなったのですか。

○教育部長

どうしても設計とか、工事費については、全部精査をしてというのがなかなか予算計上する段階では難しいというのが、実際、建設事業にはあります。設計をする段階で粗の設計額でやっていくと、それで工事費も予算計上していきますけれども、実際に入札をしてみますと、もう少し大分安くなっていくというのもありまして、途中で建設の中でも多少手直しをしないとイケなくて、予算は少し多めに組んでいて、事業費は大分圧縮されるということになっていくことが、結構、設計額だけでも相当違う場合もあります。

これは決算委員会でもよく、議会でも話があって、もう少し見込みが甘いのではないかというようなこともあるかもしれませんが、仕事をする上では、余裕をもって予算を組まないと、入札がどうなるかわからないというものもありまして、建築課のほうに執行依頼をして、きっちり建築技師のもとで改修はしております。

○小西委員長

ただいまの説明よろしかったでしょうか。

ほかにいかがですか。

それでは、議案第58号と議案第74号を決定させていただきます。

○小西委員長

議案第59号については、教育部長より概要を説明していただきました後に、各課の詳細を説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育部長

それでは、議案第59号について概要をご説明させていただきます。

歳入につきましては、資料の歳入資料の1ページから4ページまで記載しております。4ページをご覧いただいて、これは平成27年度の当初予算と比較しましてご説明申し上げますが、平成28年度当初予算については、歳入は6億8,619万2千円減の9億8,292万円を計上しております。歳出につきましては、資料の5ページから14ページまで記載しております。14ページの一番下段を見ていただきたいと思いますが、平成27年度と比較して、7億360万3千円減で35億5,163万1千円を平成28年度の歳出予算として計上しております。この歳入歳出ともに、平成27年度と比較して大幅な減となった主な理由というのは、小・中学校施設の耐震化率100%が平成27年度で完了ということに伴って、学校建設費が大幅な減となったことが原因になります。そのための財源となる国庫補助金及び市債が減となったものでございます。

それから、平成28年度に実施する主なハード事業としましては、祝吉小学校建設に伴う耐震度測定、それから、山之口体育館の耐震補強工事及び床張り替え工事、それから、祝吉地区公民館の建設工事に伴う用地取得、実施設計、文化財発掘事業です。主なソフト事業としては、オーストラリアの中学生との海外派遣交流を行う海外交流事業、それから、初めての読み聞かせ講座の参加者全員に本をプレゼントするブックプレゼント事業が図書館、島津邸では、宮崎県内で初めて公開承認施設に認定されたことを記念した重文指定の公開承認施設認定記念開催事業がございまして、また、文化財課の事業でございまして、都城盆地の誕生からアジア、太平洋戦争までの歴史を紹介する絵本都城歴史作成事業といっ

たもので、郷土への理解と愛する気持ちを高め、歴史文化の香るまちづくりを進めることとしています。

お手元に教育委員会の特色ある事業というのがあると思います。各課長のほうについては、これをもとに、特色ある事業の説明をしていただきます。

以上で、私のほうの概要説明は終わります。後は、各課長のほうで詳細をご説明いたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、教育総務課からお願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課、平成28年度当初予算についてご説明いたします。

歳入総額は2億6,092万5千円、歳出総額は9億7,431万6千円となっております。歳入につきましては、説明資料の112ページの上に書いてあります。119ページ、120ページ、121ページになります。主な歳入といたしましては、東小学校新增改築に対する国庫負担金交付金、そして、1ページに書いてあります市債の歳入が主なものです。

続いて、歳出についてご説明いたします。

歳出は、説明資料の1ページからになります。歳出のほうの1ページからが教育総務課です。

○教育総務課長

右上の1ページ、大きいページ数では45ページをお開きください。

お手元に、教育委員会平成28年度当初予算特色のある主な事業というものもお手元にありますでしょうか。

この特色ある主な事業の資料1と書かれているところが、教育総務課の平成28年度の事業です。これに関しましては、先ほど部長が説明いたしました当初予算として組まれているものではなくて、平成27年度3月補正予算として組みまして、繰り越して28年度に実施するものです。

内容といたしましては、部長が説明したとおりですけれども、小中学校図書館の空調設備の整備事業です。今年度は、図書室は、庄内中と西岳中を行うことにより、中学校の図書室の空調もこれで100%になります。平成27年度の3月補正で組み込んだ理由といたしましては、国の補正予算の方針、そして、平成28年度の当初予算の方針がだされまして、その方針を精査した結果、この空調設備の設置事業の補助金、交付金については、3月補正で要求したほうがより有利である、確実であると判断をしたために、3月補正で組み込み、そして繰越事業として平成28年度に行うことといたしました。

それでは、当初予算の説明書の中から、主なものをご説明いたします。

45ページ、右肩の上のページ数でご説明いたします。

4ページをお開きください。

4ページ上段、東小学校の建設事業です。平成26年度から28年度にかけて行っている事業で、27年度は校舎の解体を行いまして、28年度新校舎の建設の予算を計上しております。同じページの下段、祝吉小学校建設事業に関しましては、老朽化しております祝吉小学校の2棟、まず耐力度調査を行うという委託料を計上しております。予定といたしましては、耐力度調査の結果、国の交付金等を活用して、校舎の改築を行う計画にしております。

続きまして、5ページの上段、非構造部材耐震化事業です。

これに関しましては、今年度小学校は梅北小学校の体育館の非構造部材の耐震に係る点検、そして、工事設計委託を予定しております。校舎、体育館の耐震化については、先ほども何度も申し上げましたように、平成27年度、今年度に100%を達しておりますので、今度は、非構造部材の耐震化を計画

的に進める予定としております。合わせて、7ページの上段、こちらは中学校の非構造部材の耐震化事業です。五十市中学校体育館の非構造部材の耐震化の点検、工事設計委託を計画しているものです。以上で説明を終わります。

○委員長

一応、各課の説明を通してお願いした後に、それぞれに質問をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、学校教育課お願いいたします。

○学校教育課長

学校教育課ですが、特色ある主な事業の説明資料で説明をしたいと思います。

特色ある主な事業に学校教育課は4事業がありますが、ALTと図書館サポーターにつきましては継続の事業でございますので、資料の4ページ、JFAこころの教育と夢教室をまずご説明させていただきます。

これは、JFA、日本サッカー協会が主催しておりまして、サッカーに限らず、様々なスポーツで活躍されている方を講師として招いて、小学5年生、中学校2年生と学年を限定されております。1クラスということで、ゲームの時間30分、講師のトークの時間5分、そしてその後に、後日ですが、夢シートという子どもたちの夢に対する思いを書きこんだシートを講師のほうに提出して、後日、講師のコメントが寄せられて返ってくるという流れになっております。来年度の平成28年度は、小学校、中学校1校ずつか、もしくは、小学校か中学校でどちらか一方で二回実施する計画でおります。予算は56万円の予算です。

二つ目になりますが、資料の5ページになります。先ほどもありましたが、中学生海外交流事業につきましてです。平成28年度から英語圏の国の中学生と交互交流を図るということで、国際的な感覚の豊かな生徒の育成を目指しております。交流先は、オーストラリアのクリーズランド州立のワーベングリィー・ステイト・セカンダリーカレッジという新しい学校と交流を行うということで、まず、今年の8月上旬に市内の市立中学校の中学生10名と引率3名で、オーストラリアを訪問して、ホームステイ、学校の授業、英語レッスン等をして交流をします。そして同じく、9月下旬に向こうのワーベングリィー中学校のほうから約20名程度ということで、引率3名を含め、3日間都城市で受け入れるということで、学校の授業、日本の文化体験等の交流をするということで、市内の中学校何校かに受入をお願いして、3日間過ごすような形で計画しています。予算としましては、派遣に対して493万5千円、受け入れは106万1千円。

なお、派遣の生徒につきましては、自己負担を12万円ということで、おおむね全派遣に対しての3分の1を自己負担、ただ12万円固定で負担をしていただくということで考えているところです。4つの中の2つをご説明させていただきました。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、スポーツ振興課お願いいたします。

○スポーツ振興課長

それでは、スポーツ振興課がご説明させていただきます。

スポーツ振興課の歳入の主なものは、各施設の使用料及び公有財産の目的外使用料です。今年度につきましては、先ほど部長のほうから説明申し上げました山之口体育館の整備に関しまして、合併特例事業債の充当、そして、スポーツ振興くじtotoの活用が主な歳入になります。歳出予算につきまして

は、競技スポーツ、生涯スポーツの振興等に関しますスポーツ振興関連予算と社会体育施設の整備及び維持管理に関する施設関連予算が主なものでございます。特に、施設管理予算の割合が高くなっているところでございます。

それでは、特色ある主な事業のうち2点について説明させていただきます。

まず、特色ある主な事業の資料6をご覧ください。

都城運動公園整備事業でございます。昭和37年に設置いたしまして、平成6年度に大規模改修をいたしております野球場につきまして、老朽化が目立っているところでございます。この老朽化に伴いまして、市民の皆様により安全にご使用いただくこと、そして、整備をすることによりまして、合宿、大会等の誘致を促進していくことなどを目的といたしまして、内野外のラバーフェンスの改修、外野の芝の改修、内野の排水対策等を実施するものでございます。

次に、当初予算案の81ページをご覧ください。

上段の体育館施設整備事業でございます。平成26年度に実施いたしました耐震診断の結果によりまして、改修が必要という判断が下されました昭和47年度に建設いたしております山之口体育館につきまして、耐震補強並びにアリーナ等の改修を実施するものであります。そのことによりまして、より快適な利用を促進することと安全に使っていただきたいということでの事業でございます。

以上、2点をご説明させていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、生涯学習課お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、生涯学習課の平成28年度当初予算についてご説明いたします。

まず、歳入歳出につきましては、昨年度とほとんど変わりません。歳入につきましては、使用料、手数料を主な歳入財源としております。また、歳出につきましては、23事業を引き続き行いまして、新事業を1事業行う予定としております。その新事業につきましては、資料の7になりますけれども、その他の特色ある主な事業としまして、祝吉地区公民館建設事業を実施するものでございます。現在、旧市内の地区公民の建て替えにつきましては、地区年数が古い施設から順番に建て替えを進めていく方針を持っております。

祝吉地区公民館は、昭和47年3月に建設されまして、現在、築43年になっているところです。そのため施設の老朽化や建物が二階建てであるということで、高齢者に不便な状況があるということ、また、トイレの構造的な問題や、駐車場が狭いといったことがありまして、利用者の方には不便を強いている状況がございます。資料に写真が載っておりますけれども、東側に隣接します土地開発公社が持っている土地を取得しまして、そこに新たな地区公民館を建設するものでございます。

施設の特長としましては、平屋建てでバリアフリーとして、会議室や調理室のほか、成人式ができる規模の多目的ホールを備え、また、災害時の避難所機能としてシャワー室を設置するほか、地域のコミュニティ活動の拠点としての機能を合わせ持った施設とする考えでございます。また、子育て支援、多世代交流が期待できるようなエリアづくりも考えております。

今後のスケジュールとしましては、平成28年度に用地購入、本体の実施設設計、地質調査、文化財発掘調査を行いまして、平成29年度に造成工事、本体工事に着工します。そして、平成30年度で本体工事を完了後、新施設に公民館業務を移管して、プレオープンという形になります。その後、旧施設を解体、そして、駐車場整備を行いまして、実質的には平成31年度から本格的供用開始とする予定をしております。平成28年度当初予算では、1億5,600万円を計上しております。総事業費は約6億

9,400万円を予定しております。

なお、先に事業計画が決定しております沖水地区公民館よりも先行して建設する形になりますけれども、沖水につきましては、北消防署移転後に建設に着手する予定となっております、平成29年から31年度にかけて実施する予定としています。

また、合わせてですけれども、資料76をご覧いただきたいと思います。

高崎総合支所地域振興課が実施する事業でありますけれども、予算は市長部局のほうで計上されておりますけれども、教育委員会に関連する事業として、合わせてご説明いたします。

高崎地域振興課では、国の小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏の形成推進事業を活用しまして、高崎総合支所庁舎の空きスペースに地区公民館の機能とたちばな学び館にある図書室機能などを移転しようとするための改修工事を予定しております、平成28年度から行う計画にしております。事業費としましては、平成28年度は9,000万円を計上しております。現在、高崎地区公民館は高崎小学校の南側にありまして、昭和41年建設で、築47年を経過しております。そのため、老朽化が著しい状況にあります。また、この施設は、もともと高崎児童福祉会館条例を根拠とする施設でありまして、これに公民館条例を重ねたもので、二つの条例を根拠とする施設となっております。

今回、地区公民館の機能だけを総合支所庁舎2階の空きスペースに移転することになります。今後のスケジュールとしましては、平成28年度に基本設計と実施設計委託を行いまして、平成29年度に改修工事を実施し、平成30年度から供用開始とする予定となっております。

以上で、生涯学習課の説明を終わらせていただきます。

○小西委員長

ありがとうございました。

次は、文化財課お願いいたします。

○文化財課長

それでは、文化財課からご説明いたします。

平成28年度歳入総額は7,033万2千円、歳出が2億1,448万7千円でございます。平成28年度の当初予算は、歳出は9事業ございますが、そのうち、特色ある主な事業2点についてご説明いたします。

初めに、資料8の子ども読書推進事業、絵本都城の歴史作成事業でございます。

都城盆地の誕生から現代までの出来事や特色を絵本で紹介するものでございます。地域の歴史は、小学校6年生から学ぶことになっておりまして、歴史読本都城の歴史と人物を配付いたしまして、様々な授業に活用していただいております。今回作成いたしますこの絵本は、歴史を学ぶ以前のより多くの子どもたちに保護者とともにこのページをめくっていただき、郷土の歴史に興味や関心を持っていただき、郷土愛を深めるきっかけとなるよう作成するものでございます。各小学校等への配付後は、様々な機会を活用を図ってみたいと考えております。予算額は267万円、主は内訳といたしましては、印刷製本費が135万円で、イラストレーターに委託いたしますので、この委託料が110万円となっております。

続きまして、資料9番、大島畠田遺跡整備事業でございます。

これは金田町にございます国指定遺跡大島畠田遺跡を、歴史公園として整備する事業でございます。平成26年度から28年度までの3年継続事業として実施しておりまして、平成28年度が最終年度でございます。残っております大型建物跡と門跡の柱の設置、遊歩道整備、駐車場とトイレの設置、展望台設置等の各整備を年度末までに終了する予定です。平成29年度には供用開始をする予定でございます。予算額が1億5,409万1千円、このうち国の補助が6,525万2千円となっております。

以上で、文化財課の説明を終わらせていただきます。

○小西委員長

ありがとうございました。

次、学校給食課お願いいたします。

○学校給食課長

それでは、学校給食課の平成28年度当初予算についてご説明いたします。

予算案の101ページから103ページをご覧くださいと思います。

まず、都城学校給食センター管理運営費でございますが、主なものといたしましては、調理及び配送業務などの委託料として、2億6,309万1千円、電気水道料などの光熱水費5,940万円となっております。

次に、山之口学校給食センター管理運営費から103ページ下段の高崎学校給食センター管理運営費までの4事業は、総合支所管内にある4つ学校給食センターの管理運営に要する経費でございますので、一括して説明いたします。

主なものとしましては、都城学校給食センターと同様、委託料、光熱水費をはじめ、嘱託職員賃金、燃料費、修繕費などとなっております。この中で、高崎学校給食センターが、前年度に比べまして474万6千円の減額となっておりますが、これは当センターの調理及び配送業務の完全委託化による減額となっております。

次に、103ページ下段、学校給食センター施設整備事業でございますが、これは5つの学校給食センターの施設修繕や厨房機器等の計画的な更新に要する経費を計上しております。来年度は大きな施設修繕等がないため、今年度に比べまして1,392万円の減となっております。学校給食課の平成28年度の当初予算は、以上の6事業合計4億8,520万9千円となっており、本年度に比べまして2,574万2千円の減額となっております。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、図書館お願いいたします。

○図書館長

まず、歳入予算についてご説明いたします。図書館では、土曜日、日曜日に住民票、印鑑登録証明を発行しておりまして、その手数料として27万円、電話料、複写機利用料として6万1千円、合計33万1千円を計上しております。

次に、歳出予算ですけれども、継続事業5事業、新規事業1事業の事業費を計上し、歳出予算総額は9,096万3千円となりました。前年度と比較しますと27万9千円の増額となりました。平成28年度当初予算特色ある主な事業は、資料の10をご覧ください。主な事業について説明いたします。

子ども読書推進事業、ブックプレゼント事業です。事業の目的は、多くの幼児が絵本に親しむ機会をつくり、読み聞かせを通して親子の絆を深めるとともに、保護者に読み聞かせの大切さを知ってもらうきっかけ作りを目的とするものです。事業の概要ですけれども、こども課が実施している4ヶ月健康相談の会場で、平成26年度より初めての読み聞かせ講座を開催しております。この際に、読み聞かせとあわせて絵本をプレゼントすることにより、保護者がその日から読み聞かせを実践することができるようにするものです。予算としては、120万円ですけれども、1冊800円で1500冊の本を予定しております。

以上で、図書館の説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

続いて、美術館お願いいたします。

○美術館長

まず、歳入からご説明申し上げます。説明資料の133ページをご覧ください。

歳入総額は140万1千円を計上しております。主なものは美術館使用料と市美展の出展料等でございます。

次に歳出ですが、411ページから413ページまで、美術館管理運営費をはじめとしまして、6事業で事業総額4,558万6千円を計上しております。主な事業のみご説明いたします。

412ページの上段市美展開催事業、平成28年度で第63回の市美展を開催することになります。会期は9月17日から10月2日までを予定しております。350点前後の出品をみこんでおります。主な支出は報償費で、内容につきましては、審査員、実行委員謝礼及び受賞者の賞金等となっております。

続きまして、413ページの上段、特別展、企画展事業ですが、実行委員会方式をとっておりまして、市からの負担金として750万円を計上しております。今年度は、全国の美術館4館を巡回する巡回展で、名称についてはまだ仮称なのですが、「近代洋画の巨匠 和田英作展」を10月22日から11月28日の会期で実施する予定としております。

和田英作は鹿児島県の垂水市出身の画家なのですが、近代洋画の礎を築き、東京美術学校、現在の東京藝大の学長を務めた方で、明治から昭和を通じて洋画壇の重鎮として活躍された画家です。初期から晩年まで、代表的な油彩画をはじめ、70年間にわたる和田英作の画業を紹介する展覧会とすることとしています。主なものは、ポスターなどの印刷製本費、会場設営の委託料、展覧会開催期間の監視員賃金などに要する経費となっております。

以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。

続いて、都城島津邸お願いします。

○都城島津邸館長

島津邸でございます。歳入につきましては、134ページからあると思いますが、歳入総額1,935万2千円を予定しております。主なものでは、島津邸の観覧料と文化財保存整備費補助金ということで、国からの後藤家史料の整備のための補助金があるところでございます。歳出につきましては、114ページからあると思いますが、この中で、先ほど部長のほうから説明がございました特色ある事業の説明をいたします。

資料の特色ある事業の12ページにあると思いますが、重文指定公開承認施設認定記念展開催事業ということで、昨年8月27日に公開承認施設に認定されたところでございます。その後、朝鮮国書も国の重要文化財に正式に指定されました。これに伴って、重要文化財指定を含めて、国宝等のすばらしい作品を島津邸で広く展示を行い、それに伴って、島津邸のPRをしていきたいと考えております。

事業の名称はまだ仮称ではございますが、都城島津伝承館公開承認施設認定記念展「都城島津邸の歩みと国宝重文」ということで、会期予定を来年の1月下旬から3月上旬頃を予定しているところでございます。主な展示につきましては、教科書に載っているような国宝級のものと重要文化財等を全国の美術館、博物館等から借用して、展示するように、今、計画しているところでございます。予算については、881万5千円となっております。

もう一つ大きな事業としましては、都城島津伝承館特別展ということで、現在、計画しているのが今年の10月から11月にかけて計画しているところでございますが、以前からお話ししているように、江戸時代後期から戦がなくなった武士のしごと、武士の教養を高めていくための資料を紹介していきたいと考えております。それについては記念講演会を開催して、広く市民の方に見ていただきたいと思っております。主なものは以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、山之口地域振興課お願いいたします。

○山之口地域新興課

それでは地域振興課の予算の中から教育費にかかるものについてのみ、ご説明させていただきます。資料は左のほうに大きい文字でページ数の入っている32と33で歳入の説明をさせていただきます。

まず、歳入総額は30万1千円です。主なものは、公民館の使用料が12万円、体育館使用料10万8千円、以上です。

続きまして、歳出について説明いたします。

同じく左のほうに大きい文字でページ数の入っております114ページから116ページになります。歳出の合計は1,163万1千円となっております。まず主なものを説明いたします。114ページの下段、地区公民館費887万9千円、内訳の主なものは嘱託職員の賃金、241万3千円、光熱水費105万6千円、施設清掃業務等委託料118万6千円、負担金補助及び交付金311万7千円。続きまして、116ページの体育施設維持管理費182万3千円、内訳の主なものは、体育施設器具等の保守点検、清掃業務委託、指定管理料等の委託料で106万3千円、以上ようになっております。

以上で説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。

続いて、高城地域振興課お願いいたします。

○高城地域振興課

高城地域振興課です。平成28年度歳入予算の教育関係の主のものについて説明いたします。

高城地域振興課につきましては、当初予算案の34ページから38ページにあります。34ページをお開きください。3段目の公民館使用料につきましては、主に高城生涯学習センターの施設使用料を計上しております。次に、36ページ、一段目の幼稚園授業料、同じく3段目の幼稚園預かり保育料、次ページ37ページ一段目の公立幼稚園保育料学校施設型給付費分、同じく3段目、4段目の子ども・子育て支援事業交付金につきましては、幼稚園関係のそれぞれ保護者負担金、国・県・市からの支出金を計上しております。教育関係歳出総額4,230万3千円の主なものでございます。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

117ページから123ページが関係しているところがございます。117ページをお開きください。地域振興活動事業、いわゆる地域振興基金を財源とした事業を説明いたします。高城小学校環境整備事業でございますけれども、内訳としましては、小学校グラウンド内の環境整備事業、145万8千円を計上しております。内容は、小学校グラウンド内に中央付近に大きな銀杏の木が2本ありまして、それが放課後のクラブ活動や地域のイベント等に非常に支障をきたしております。そのためこれを伐採して、広げることによって、利用者の安全を確保するものでございます。

次に119ページをお開きください。

これも同じく地域活性化事業でございますが、有水小学校環境整備事業でございます。同様の事業でございますが、有水小学校運動場の北側にあります銀杏と雑木によって、隣接する畑の日照時間が非常に短くなって、耕作に支障をきたしているという話になっておりますので、これを伐採して、広くグラウンドを使えるようにするという事業でございます。これは、地域の方々のグラウンドゴルフ等にも利用されておりますので、非常に利便性が高いものと思っております。

以上が高城地域振興課の主な歳出予算のうち、7,233万2千円の主な事業でございます。

以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。

次に、山田地域振興課お願いいたします。

○山田地域振興課

それでは、山田地域新興課の平成28年度の教育に関する事業を説明いたします。

まず歳入をご説明します。

予算委員会説明資料の39ページと40ページをお開きください。主なものは、総合センター使用料及び複写機使用料でございます。歳入合計は48万3千円でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

説明資料の124ページからになります。平成28年度は特に大きな新規事業等はありません。地区公民館としての機能を有する山田総合センターの貸館、維持管理、体育施設の維持管理によるスポーツ推進、社会教育活動の支援などを継続的に行ってまいります。

主なものについて説明をします。

説明資料124ページの下段をご覧ください。山田総合センター管理でございます。主な支出の管理運営に係ります光熱水費や施設警備、施設清掃業務等の委託料でございます。続きまして、125ページの上段をご覧ください。地区公民館費でございます。主な支出は、自治公民館運営費補助金でございます。歳出合計が1,607万4千円になっております。

以上で説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。

高崎地域振興課お願いいたします。

○高崎地域振興課

それでは、高崎地域振興課の教育に関する事業についてご説明いたします。

まず歳入からご説明いたします。資料の41ページから43ページになります。歳入な主のものにつきましては、高崎地域振興課が管理しております地区公民館及び分館、教育集会所等の施設使用料とその敷地にあります電柱設置に係る行政財産の目的外使用料などが主なものでございます。収入合計は27万9千円となっております。

続きまして、127ページから130ページまでが歳出の資料でございます。歳出総額は2,780万8千円となっております。主なものは、高崎地域振興課が管理しております施設の管理費及び団体の補助金となっております。高崎地域振興課では、地区公民館1ヶ所及び分館施設5ヶ所、図書室1ヶ所、教育集会所2ヶ所、市民広場5ヶ所を管理しております。5名の嘱託職員を雇用して、直営で管理しているところでございます。そのための人件費、また、光熱水費等の管理的な経常経費を計上しているところでございます。130ページ上段にありますとおり、高崎地区の特長としましては、旧町時代から各種のスポーツイベントが開催されておまして、その運営に係る補助金を計上しているところでござ

ざいます。

以上で高崎地域振興課からの予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、すべての課から説明をいただいたわけですが、ご質問をお願いします。

○島津委員

昨年度の当初予算との比較の中で、経緯を前に説明を受けたかもしれないのですが、10ページで人形の館の管理費と弥五郎どんの館の管理費は平成27年度はあって、28年度は落ちているのですけれども、何か変わったのですか。

○山之口地域振興課

弥五郎どんの館とそれから人形浄瑠璃の館のほうは、今年度は総務費のほうで予算を計上することになりましたので、教育費のほうからは削除しています。

○小西委員長

わかりました。ありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。

○島津委員

これは一般的な話になってしまうのですが、奨学金の予算というのが、先ほど、この前説明のあった補正でも、平成27年度当初よりも減額、今年も当初予算で、28年度も27年度よりも減額といったものですが、実際、奨学金に対するニーズというのは、減っているということなのか、財政上の縮小なのか、どうとらえればよろしいでしょうか。

○教育部長

教育長は、審査会の会長ですよ。市の奨学金の審査会なのですが、平成27年度は奨学金の要望とか、支出が少なかった経緯があります。十分、市の奨学金が活用されていないということもあるところ。貸与型の奨学金ですから、そこはなかなか難しいといいますが、要望がないというのがあって、今、少し、減っている状況であります。状況としては、前回と一緒ですから、何パターンもお金を借りて、子どもたちが入学か何か、教育を受けるために貸し付けをされていると思います。どういうわけか、ちょっと去年は少なかったです。

○島津委員

一般的な話でいうと、所得格差とかで、進学の中でも、経済的な理由があって、奨学金の使い勝手がよければということなのでしょうけれども、一方で奨学金の返還で四苦八苦する方もいるということ。で、難しいところではあると思います。なるべく使い勝手のいい制度になっていけばいいのかと思っています。

その使い勝手という制度見直してみたいなものは、また、別途どこかでやられるのでしょうか。それはもうメニューが決っていて、いじりようがないということなのでしょう。

○教育部長

奨学金については、一応、奨学金条例で決まっております、貸与額も変わっていないところなのですが、ただ、確かに、今おっしゃるように、学生が借金を背負いながら社会に出ていくという状況がありまして、そういった意味では、償還をしていく償還率も、本来ならほかの市町村などは利子をつけてという話もあるのですが、あくまでも元金を償還してもらおうということで、利子みたいなものもつけない。いわゆる、いつまでに納めないで遅延金をつけない形で、今、奨学金活用はしているところで

例えば、市が1億円、寄託といたしますか、労金などは、ほかの教育ローンより安いもの、そういったものの市としても配慮はしていますし、状況を見ると借りる額が段々増えてきているというのはあります。平成27年度までは一人100万円、労金などはやっておりますが、今回、県内の各市にある労金の事務所あたりは、200から300万円というところで、そういった形で増やして行って、できるだけ活用をしやすいといたしますか、ニーズにあったような貸与の仕方考えられます。あれは無利子ではないので、育英会もそうですし、市の奨学金も無利子ということで、活用していただきたいと思うのですが、なかなかどういうわけなのか、わからないですけれども、少し申請の件数が減っているというのはあります。おっしゃるように、貧困化というのはあるのかもしれないです。借金を背負いたくないというのはあるのかもしれませんが、背負わないと学習の機会の確保はできないこととなると思います。それは難しい問題だなと思います。

○教育長

幾つも借りれないという形にはないですか。

○教育部長

市の奨学金についてはそういった制限は何もないのです。

○小西委員長

育英会の関係といたしますか、すみわけという言葉が適当かわかりませんが、育英会のほうは減っていませんでしたと思うのです。そちらのとの関係なども見ていただければと思うのですけれども。

○教育部長

育英会を先に、育英会のほうも枠が決まっていますから、成績優良といたしますか、まじめな学生さんには優先して、新規が毎年…。

○教育長

全体で120ぐらいですか。過年度決済も含まれますが、3、40位でしょうか。

○小西委員長

継続と新規の方含めて120ぐらいの状況だったと思います。

○教育部長

そこから漏れてしまった学生さんたちが市の奨学金を借ります。昨年もほとんど、先生方がそこですくったといたしますか、奨学金の貸与ができる形になったと。そこから落とされたという方はいらっしやらなかったと思います。

○小西委員長

そうすると、全体に希望者が減っているという理解でよろしいわけですね。

○教育長

返済しないといけないという大きなネックにはなっていると思います。今、卒業しても職がないですからなかなか、かなり厳しい状況にあると思います。貧困も増えているのだけれども、借りてもという、問題があるし、進学しないということもあるかもしれないし。

○委員長

それでは、よろしいでしょうか。

次の質問にまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島津委員

予算が減っている理由というのは、特別支援教育推進事業は、平成27年度より28年度は減り、今回、補正でも減額だと思うのですが、これも事業のボリュームというのは当初の見込みより減っているというか、具体的な支援の中身がここまでお金を使わないで済んでいるということなのか、減っている

理由をどうとらえればいいのかと思います。

○学校教育課長

支援員関係の件費じゃないかと思うのですが、平成27年度が35人枠で予定しておりまして、年度当初27、8名で配置してスタートしておりまして、最終的に学年途中で転入してきたりとか、そういうことに備えて、何人か余裕をもたせております。その分の賃金はどうしても残ってしまって、執行していないということで指摘があったりして、来年度は33名で枠を作って、そして、年度初めから33名がっちり配置をしまして、そういう突発的な転入とかの場合については、補正を組んで何とかしましょうという方法に切りかえていきましたので、若干、人数分が減額になっております。

○小西委員長

よろしいでしょうか。

それでは、これで議案第59号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第106号を文化財課長よりご説明お願いいたします。

○文化財課長

それではご報告申し上げます。

文化財課は報告第106号でございます。

マイブン活用のしおりについて、埋蔵文化財保存活用整備事業をPRするため、別紙のとおり作成するものでございます。お手元に二つ折りの資料があると思います。

埋文活用事業は平成22年度から毎年実施しております。市内の遺跡等から出土した遺物等を活用して、出前事業や体験学習会を小・中学校を中心に開催しております。今年度は33校で、45回実施いたしました。これは、小・中学校から開催希望を受け付けて実施するものでございまして、その案内として使用するものでございます。平成28年度実施分についても既に希望調査を行っておりまして、これを配付いたしております。既に10数校から申し込みをいただいております。

以上報告をいたします。よろしく願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございます。お尋ねはありますでしょうか。

○文化財課長

衣裳と色々な小道具、竪穴式住居とか、弓矢とか、舞錐といたしまして火おこしの道具も買うと高いものですから、自分達で作って準備しております。

教育長が表紙で持っていていただけます、これは景徳鎮、対2個セットで出ておりまして、ちょっと最近、文化庁に写真を見ていただいたところ、非常に珍しいということで、ちょっと興味を示していただいて、ひょっとしたら早くに指定をして、ひょっとしたら上のほうまでいく可能性があるということも言われたものでございます。これは西岳の昔、マックというオートスポーツセンターを作る時に、事前の調査で試掘をした時に出土したものでございます。西岳の山の中から。

○小西委員長

実施校がこれだけ伸びているということは、すごいことだなと思います。

○文化財課長

先ほどご説明ございました開催希望を受け付けておりまして、以前から、平成25年度までが4月になってから実施希望調査といいますか、申込みを受け付けるようにしていたのですが、これを平成26年度から事前に2月に、1月に文書のしおりを出しまして、希望調査を実施するよういたしました。それによって、飛躍的に増えたということがございます。方法をちょっと変えたということでございます。

す。

○小西委員長

良い結果で、今後とも充実して増やしていただけたらと思います。

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、報告第106号を承認させていただきます。

○小西委員長

報告第109号を美術館長よりお願いいたします。

○美術館長

報告第109号都城市立美術館作品収集委員会の答申についてでございます。

この答申は、1月の定例教育委員会で、教育委員会からの諮問ということで、寄託作品及び寄贈作品の審議について、収集委員会に諮ったものに回答をいただいたものでございます。教育委員会の諮問どおりに評価をしていただきまして、収集に値するという答申をいただいたところです。

中身につきましては、1月の定例委員会の中でもご説明を申し上げましたが、瑛久の作品45点、山田新一の作品37点、あと資料、寄贈の作品等を合わせまして131点の作品を収蔵することにいたしました。

以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねですが、3番の瑛久のUMKコレクションが全部寄託されたようにお聞きしたのですが、石川先生が今後UMKに所蔵されているコレクションも寄託の視野に入れてほしいというコメントが、所見がありますけれども、まだUMKにもあるということですか。

○美術館長

UMKは、今回UMKから寄託を受けた部分は、宮崎市の青木画廊さんが持っていらしたものをUMKが引き受けられてという分なのですが、UMKは独自に持っている作品がありまして、本社の社屋にかかっているものとか、応接室にかかっている作品などもあり、そちらはまだそのまま置いてありますので、石川先生はできればそちらも合わせて収蔵できるといいのだがというご意見をいただいているところでございます。

○小西委員長

よくわかりました。ありがとうございました。

よろしいでしょうか、お尋ねは。

それでは、報告第109号を承認させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第110号、報告第111号を都城島津邸館長よりご説明お願いします。

○島津邸館長

島津家史料の宮崎県文化財指定についてということで、ご報告申し上げます。

まさに今日、本日なのですが、指定文化財として記載しております列朝制度、本田文書、三猿蒔絵鞍鏡、この3点が宮崎県の文化財として指定されたところでございます。

開けていただきまして、列朝制度というのが資料中にあるかと思えます。こちらのほうは、六十巻からなる鹿児島藩の法令でございます。おおむね1800年頃に写された写本でございますが、これについては、原本のほうに既に紛失というか、なくなっておりまして、写本にありながら、現存する、要するに、鹿児島藩の法令集となっているところでございます。こちらのほうが現在は、鹿児島藩の研究

にとって非常に役に立っているというふうに言われているところでございます。

続きまして、開けて裏側に書いてあります本田文書でございます。こちらについては、近世に島津家の家臣となっていた本田家のほうから島津家に献上された史料でございます、37点でございます。これについては、最古のものが1155年ものを含めて、相当昔の本から文書があるところでございまして、真ん中に書いてあるとおり、島津家の家臣であった針原氏が、足利尊氏らに討伐を命じた「後醍醐天皇綸旨」や足利尊氏が肝付兼重の討伐を命じた「足利尊氏御教書」等に、非常に残存価値の高い史料群となっているところでございます。

続きまして、三猿蒔絵鞍鐙は、これは先の展示で一回出していたところなのですが、記載のとおり、馬に乗せる鞍と足を乗せるところ、この3つがセットになっているところでございまして、言わざる、見ざる、聞かざるの絵が配置されておりまして、非常に金蒔絵もありまして、見事なものになっているところでございます。こちらのほうは、鎌倉時代の鞍等の特長が見られる点もありますが、書いてあるとおり、古い鞍を模して、江戸時代初期に作られた可能性もあるということで、時代としてははっきりしていないものでございますが、かなり貴重なものでございます。この3点が、本日付で県の有形文化財に指定されたところでございます。

続きまして、報告第111号でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、都城島津邸本宅写真展開催要項についてということで、制定いたしました。これにつきましては、島津邸の本宅において写真を用いて展示紹介することによって、広く情報発信をして、都城島津邸の魅力を広く伝えるということを考えているところでございます。この写真展の写真を撮っていただくのが、都城市出身で、都城大使の俳優 永瀬正敏氏でございます。こちらについては、書いてあるとおり、永瀬氏が都城武士の家系に生まれて、祖父が写真業を営んでいたということがございまして、俳優でありながら、写真家としても活動しておりまして、こちらについて展示を行って、島津邸のPRを行いたいと考えております。

会期のほうが来週になりますが、2月29日月曜日から3月27日の28日間を予定しております。うち2月29日が休館日でございますが、この日に永瀬氏の都合等もございまして、月曜日に臨時に開館をして、開会式を行う予定にしております。観覧料が通常の本宅観覧料百円でございます。

5番について修正がございまして、永瀬氏のスケジュールの関係もございまして、2月29日は14時からになったところでございます。主催者挨拶も16時と書いてありますが、14時、この後、永瀬正敏氏のあいさつも14時5分、テープカットと書いてありますが、テープカットが議会の関係もございましてできない可能性がありますので、除幕式という形をとりたいと考えております。これが14時10分です。その後、内覧会と記者会見を開催しようと考えております。これが時間をもって続けてやりたいと考えております。トークイベントと書いてありますが、実は、都城市にある映画を上映する会のシネサロンというグループがございまして、こちらの方たちがちょうど永瀬正敏氏が以前撮影された「あん」という映画の映写会を開催します。1回目が10時半、2回目が14時、3回目が19時から3回なのですが、そのうちの1回目の試写会が終わるのが約2時間後で、12時40分ぐらいだと思うのですが、その後に永瀬氏に舞台のほうに出ただきまして、島津邸の写真展のPRをしていただくということで、お願いをしているところでございます。場所がウエルネス交流プラザの2Fむじかホールになっているということです。

以上が報告でございます。

○小西委員長

質問はありますでしょうか。

それでは、報告第110号と111号を承認させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第107号、108号を図書館長よりご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○図書館長

それでは、報告第107号 図書館条例の改正ということで、今、説明資料の差し換えをしたところですが、まずこの説明資料について説明いたします。

12月の定例教育委員会の議案の第51号について、都城市立図書館条例の一部を改正する条例を付議したところなのですが、その後、2月の庁議におきまして内容が修正されましたので、今日、報告いたします。

主な修正内容なのですが、まず、左側が12月の定例教育委員会付議時点での条項で、右側が庁議による修正ということで、第一条が第一項に文言を加え、第二項の図書館の住所を移転後の住所にするということになりました。附則において、移転前は住所を変える経過処置を定めるということになりました。

次に、2番ですけど、指定管理者にある管理ができる規定として、5つの条項を加えたところだったので、これも庁議で、13条を加えるということになりまして、現行の12条から25条に増えたために全部改正という形になりました。

それから3番目ですけど、第3条及び第4条を、第8条と第9条とし、休館日、開館日数を最低限の時間日数の規定に改めたところだったので、これも第10条、第11条とし、各第三項で、指定管理者が図書館を管理する場合にあっては、教育委員会規則で定めることとするということになりました。

4番は、条項が増えた関係で、従来の条項が変わった経緯が書いてあります。それから5番は、附則について、附則に施行日を定めるとだけあったのですが、ここにも施行日以外に、協議会委員の経過措置、図書館移転に伴う経過措置、高城生涯学習センター条例に一部改正について加えるとなっております。

引き続き、次の資料をご覧ください。通常は、改正前、改正後となるのですが、今回は、今の図書館条例が一番左側の現行です。真ん中が12月に付議した内容で、一番右側が修正後の案ということで、3つ比較しております。

最初に、先ほどの改正の説明で行いました第1条については、図書館法の前に、市は市民の教育と文化の発展に寄与することを目的としてという項目を入れたところですが、それから、2項に、まだ新しい図書館はできていなかったもので、姫城町の722号ということで、12月の教育委員会では提示したところだったので、これも、場所を中町16街区15号ということになっております。この読み替えは、ページの一番最後になるのですが、附則の一番最後のページをご覧ください。附則の4項に、この条例の施行の日から教育委員会が定める日までにおいては、第一条第二項の表示、中町16街区15号とあるのは、都城市姫城町722号と読み替えるということで、今の図書館の間は722号なのですが、新図書館になった場合には中町にしますという形になっております。

それから、先ほど言いましたように、12条が25条になったのですが、また元に戻りまして、第5条から指定管理者による管理6条、7条、開いていただきまして8条、9条、それからまた開いて、12条から20条までが、新しく指定管理の条文が入っているということです。

続きまして、3番目の休館日と開館日数なのですが、これも一番左側の3条、開いたところに開館時間があるので、これを12月の定例教育委員会の時には最低限の時間日数ということで、開館時間について言えば、市立図書館は9時間を下回らない範囲で規則に定めるということで、詳しいことは規則で定めますというような形にしておりました。

ところが、法制のほうから、条例に開館時間とか、開館日数が入っていないと、市民の方が検索する時に非常にわかりにくいということで、条例の中に、どの施設も開館時間とか、開館日数を入れるようになっていきますということだったものですから、右側を見てもらればわかるのですけれども、一番左の3条の開館時間が一番右側の10条の開館時間と全く同じものになっていまして、第10条第3項に、前二項の規定に関わらず、指定管理者が図書館の管理を行う場合にあっては、開館時間は教育委員会規則で定めるといふ文言を入れました、通常、今の旧図書館の開館時間は条例でわかります。もしこれが新しい図書館が指定管理になった場合、これはまた指定管理者のほうで規則を作るという形に、開館時間、休館日についてはなっております。

それから4番の条例の並びについては割愛させていただきますけども、最後に、附則のところをご覧ください。最後のページになります。この条例は平成28年4月1日から施行するという一言だけだったのですけれども、2項に、この条例の施行の際、現に改正前の都城市立図書館条例第六条第三項の規定により、都城市立図書館協議会委員として委嘱または任命された者は、第21条第3項の規定により、委嘱または任命されたものとみなす。前項の規定により、委嘱または任命された者の任期は、第21条第4項の規定に関わらず、平成28年8月31日までとする。もともと協議会は2年間で任期だったのですけれども、今年の4月に本来は委嘱しなければいけなかったのですが、昨年は市民ワークショップとか、また図書館協議会も基本計画の中心ということで、選考が遅れまして、9月1日からしたところだったのですけれども、そういう関係で、基準が8月31日になってしまったということで、今年の8月31日が2年になるということで、文言を入れたところです。

4項については、先ほど申しましたように、旧図書館については姫城町722と読み替えるということで、それから高城生涯学習センター条例の一部改正については、高城生涯学習センター内に高城の図書館がありますので、当然、この文言も第何号というところがあるということで、今のところ空白なのですけれども、条例ができた時点で何号に改めるという形にしております。

以上で、条例改正についての説明を終わります。

引き続きまして、報告第108号 第20回読書感想文コンクールの結果について報告いたします。

1ページをお開きください。結果についてということで、応募期間は、今年の10月30日から12月15日までとしました。応募状況なのですけれども、今回は6,774名の児童の作品が集まったところです。全体の71.5%ということで昨年度が74%でしたので、若干下がったのですが、この原因は、市内37校あるのですけれども、明道小学校が不参加ということで、明道小学校がもし全児童が参加した場合には74%になるのかなということで、その分は落ちているところです。

3番の審査経過なのですけれども、今年の12月22日に審査委員長を小島敏郎三股小学校校長に依頼したところです。市の教育研究会小学校国語部会長ということで、毎年国語部の会長に委員長をお願いしているところです。11月12日に審査員について、退職校長会会長に推薦を依頼となっているのですけれども、経緯を見ますと、毎回、平成24年度までは国語部会で審査を引き受けていらっしゃるということでお願いしていましたところなのですけれども、25年、26年に学校教育課の指導主事の先生の指導というか、アドバイス、助言で、各学校の先生にお願いしていたということです。今回は、退職校長会の先生方という指導がありまして、11月12日に、野崎会長に相談に行ったところです。

12月に校長会の山口先生より審査員の推薦がありまして、1月に入りまして、一次審査ということで、本田先生、田上先生、谷口先生、永岩先生、瀬尾先生、井手迫先生、6人の先生方に一次審査をお願いしました。1月後半に小島会長ということで審査委員長、あと学校教育課の寺田指導主事、それから退職校長会の山口先生、川崎先生、三浦先生の5名で二次審査をしたところです。

学校賞につきましては、図書館の職員で点数形式にしまして決まったところです。結果は別紙のとおり

りです。次のページをご覧ください。

左側がコンクールの応募状況が書いてあります。右側に審査結果ということで、学校賞の最優秀校が今回は2校ということで、今町小学校と明和小学校になりました。これは、左側の選考資料を見ていただくと、字が小さいのですが、右側の最後のところに、最優秀校、優秀校、優良校という欄があるのですが、点数がちょうど13点で一緒だったということで、今回は、最優秀校を2校にしたところ。優秀校が東小学校、優良校が石山小学校、縄瀬小学校、笛水小中学校となりました。

個人の部は、最優秀に明和小学校2年生の山口愛加さんの「大じな大じな家ぞく」というのが最優秀賞になりました。2年生が最優秀になったので、金賞のほうは、1年が今町小学校の豊丸さん、あと2年は最優秀ということで3年生が祝吉小学校、4年生が今町小学校、5年生が明和小学校という形になりました。あと銀賞、銅賞、それから2名の佳作のほうはご覧のとおりです。それから、5ページ以降に作品を掲載しております。

以上で、コンクールについては終わります。よろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。ご質問はないでしょうか。

○教育長

条例の12条の差別的取り扱いの禁止等が入っていたのですか。

○図書館長

12条は新しく今回入れたところ。

指定管理者は正当な理由がない限り、市民が施設等を利用することを拒んではならない。

○教育長

12条が新しく入って、13条、14条はこれまでどおりですか。

○図書館長

13、14条も新しく入っているのですが、今まで第8条に遵守事項というものがあったのですが、これが新しい案では出てこないところで、13条の利用の制限とか、14条の利用権の譲渡の禁止と、分けて記載してある形になります。条項としては新しくこれも入れたところ。

○小西委員長

12条からについてはいかがでしょうか。13条から20条までですね、内容については。

○教育長

こういう細かくなったのは何か理由があるのですか。

○図書館長

これは法制的指導なのですが、指定管理ができる規定ということで今回入れたものですが、そういう施設については、こういう条項を入れなさいという指導のもとなものですから。

○教育長

これまでの指定管理の業務がここに入っているということですか。

こういうところで決めるのか、契約の文書の中に入るのか、わからないのですが、こういうところに入るわけですね。

○図書館長

そうですね、大分細かくなった。

○教育長

普通は、契約書の条文の中に入るのかなと思うのだけど、これが全部書くことなのですね。ほかのものに合わせてあると考えれば、ほかの指定管理者の。

○図書館長

すべて指定管理者はという形で出ていますので。

○小西委員長

今は思い出せないのですが、ほかのことで全く同じ内容を検討したことがあったような気がするもので、何だったのかなと今、思っているのですけど。

○教育部長

指定管理制度を導入した時には、条例改正をしているので、全く同じものですね。

○小西委員長

それでは、報告の107号と108号を承認させていただきます。

○小西委員長

報告第103号、報告第104号、報告第105号を生涯学習課長よりご説明をお願いいたします。

○生涯教育課長

それでは、3つの報告案件のうち、まず、103号からご説明いたします。

平成28年成人式のアンケート結果についてでございます。

まず最初に、添付資料の成人式開催状況のほうをご覧くださいと思います。

今年は、1月3日開催が5地区、1月4日開催が9地区、1月5日開催が1地区で、その際に行ったアンケート調査の結果をまとめたところでございます。なお、1月9日に開催しましたきりしま支援学校については実施しておりません。

今年度の新成人の出席状況につきましては、対象者が1,785名に対してまして1,493名が出席をしまして、約84%の出席率となっております。また、来賓家族等につきましても、ほぼ同数の方が出席をされたところでございます。また、今年は正月三が日の三日が日曜日と重なったことで、一部の地区の実行委員会では、日程の決定に苦心されたところもあったようではございますけれども、結果としましては、昨年と同じ84%という出席率という結果になったところでございます。

次に、資料の一番最初の都城市成人式アンケート結果のほうをご覧くださいと思います。

回答者は全体で872名で、回答率は58.4%という状況でございます。

各設問について見てみますと、まず、設問1の開催日時についてどうでしたかという設問に対しましては、出席者の約8割は良かったという評価をしております。その理由としましては、正月三が日に引き続いての開催であったため、出席がしやすかったというご意見が多く占めております。また、新成人からは、学校や仕事を休んで参加したという声もありましたけれども、確認できる範囲では、新成人の約5%にとどまりまして、全体的には皆さん調整されて、比較的参加しやすかったと思われます。

次に、設問2のほうの、仮に開催日時を成人の日かその前日に設定した場合、参加可能ですかという設問に対しましては、参加できると回答した人は5割を切っておりまして、今回参加された人の半数は参加できなくなるという状況が予想されます。また、新成人だけに限りますと、参加率は4割を切る状況になりまして、この結果から考えますと、成人の日の頃に開催することは現時点では大変難しいと考えております。

次に、設問3の成人式を地区別開催することについて、どう思われますかという設問に対しましては、8割強の人が良いと思っておりまして、意見の中でも家族や地域の方々、恩師に見守られて行う現行の成人式スタイルを評価する意見であったり、実行委員会に対する感謝の意見が多く見られました。また、全体的に、新成人や地域による手作りの成人式が定着してきたことがわかります。

次ページのほうに、総括してまとめておりますけれども、地区別開催は平成19年度から始めて、今回で9回目を迎えますけれども、開催日程や地域別開催の是非につきましては、新成人、家族、地域の

方を含め、おおむね8割の人に支持をされておりまして、定着していると思われま。現時点では、今後とも現行の実施方針に沿って、実施することが適当であると考えております。

続きまして、報告第104号 都城市高齢者学級スポーツ大会補助金交付要綱の一部改正についてご報告いたします。

資料の新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

これは現在、高齢者学級におけるプログラムの一つとしまして、スポーツ大会を開催する場合には、この補助金交付要綱に基づきまして、補助金を交付しております。これまでは、補助金の申請に際しましては、年度当初に事業計画書等を提出しなければならないと規定されております。しかしながら、現状は開催日程や内容等につきましては、高齢者学級の開級式以降、多くは5月に集中して開催されておりますけれども、役員等で協議して決定されており、開催時期も7月から11月に行われるケースが多いことから、実態に即しまして、補助金交付の申請及び実績報告の期日を改めるものでございます。

続きまして、報告第105号 都城市教育委員会社会教育功績者等表彰選考結果についてご報告いたします。

これは、市の社会教育振興に寄与してその業績が顕著である人及び団体を表彰することを趣旨としておりまして、昭和44年度より表彰要綱を制定して、今回で45回目を迎えます。本年度は3名と1団体の推薦がありまして、1月22日に選考会を開催し、選考した結果、推薦のあった3名と1団体について表彰することを決定されたものです。なお、受賞者は、3月5日の都城市社会教育振興大会で表彰するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、今の3つの報告について、ご質問はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第103号、報告第104号、報告第105号を承認させていただきます。

○小西委員長

報告第91号、議案第60号から第66号までを教育総務課長より説明いただきますが、ちょっと議案が多いと思いますので、第60号から第62号までを区切ってご質問いただいて、第63号から第66号までをまとめてご説明いただいて、質問いただくようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育総務課長

それでは、教育総務課の提案した事案についてご説明いたします。

まず、報告第91号 専決処分した事務平成27年度教育委員会名義後援についてご説明いたします。

開けていただいて、平成27年12月21日から平成28年1月28日までに申請のありました17件の名義後援を承認していることをご報告いたします。

それでは次に、議案に移ります。

議案第60号をお開きください。

議案第60号 都城市教育委員会の組織及び事務文書等に関する規則の一部を改正する規則について。この規則の改正は、12月議会で都城市職員退職管理条例が制定されたことを受けて、改正するものです。この規則の改正の説明の前に、12月において制定された都城市職員退職管理条例の概要をご説明いたします。

今、お手元にお配りいたしました職員の退職管理についてというのをご覧ください。これは先般、部課長会で配付された資料を職員課からいただいてきて、また委員の皆様にお配りしているものです。

この条例の主な内容は、目次の次の1ページを開けていただくと、まず、1ページにあります再就職者によるはたらきかけの禁止、そして、もう一つが、3ページにあります再就職先の届け出という、この2点が大きなポイントになっております。

はたらきかけというのはどういうものかと言いますと、2ページを開けていただきますと、ここの6項の各号と書いてあるものが該当しない場合というのが、はたらきかけに該当しない場合というのが、この確固書きの中のものなのですが、これ以外、職務上の行為をするようにもしくはしないようにはたらきかけを行うことを禁止しているものです。また、そういうはたらきかけ、要求があった場合は、現職の職員は、法令委員会に届けるものとしております。

次に、再就職先の届け出義務ですが、これは、部長、課長級職員は、辞職後2年間、3ページの下の方に書いてあります内容、どこに、いつから、どういう内容でというような形の内容の届け出が義務化されます。そして、この届け出をどこにするかという、4ページに書かれております。4ページにその届け出先が記載されておまして、教育委員会は教育総務課に届け出をするということになっております。そして、5ページに書かれている届け出を受けた任命権者、委員会になりますけれども、任命権者は市長に報告するというようになっており、その後、再就職先の内容は公表されることになっております。

この職員退職管理条例の制定を受けて、今回説明します議案第60号がこの関連のものです。そして、議案第61号の一部もこの改正に関わっております。届け出を受けることを教育総務課の事務分掌の中に組み入れることと、届け出を受けた教育委員会が市長へその報告を行うために教育長の専決事項に組み入れるものです。

では、議案のほうに戻っていただいて、議案第60号の新旧対照表をご覧ください。

この中が別表の改正になっておりますけれども、この別表は第5条に係る別表になっております。第5条は、教育委員会各課の事務分掌を定めております。今、説明をいたしましたものを第5条に係る別表中で、教育総務課の事務文書中の第12号に加えます。表現としましては、職員の退職管理に関することを12号に加えました。今、説明いたしましたように、教育委員会を退職した部長、課長級職員から再就職した分の再就職した先の届け出を受ける業務が教育総務課のほうに新たに加わったということになります。

続きまして、議案第61号 この前に議案第62号を先に説明をさせていただきたいと思っております。

議案第62号 都城市教育委員会職員の人事評価に関する規程の全部改正について、ご説明いたします。

これは、地方公務員法の一部改正によるものです。これに伴って、都城市職員の人事評価に関する規程が改正されました。今回付けている資料が、まず開けていただくと、都城市教育委員会職員の人事評価に関する規程、そして、その後ろに教育委員会の服務規程の新旧対照表、その後ろに都城市職員の人事評価に関する規定の新旧対照表、資料がちょっと複雑ですが、こういう形で資料を付けております。その一番最後に書かれている都城市職員の人事評価に関する規程の新旧対照表で、まず、人事評価がどのように変わったかというのをこちらのほうの新旧対照表で説明したほうがわかりやすいですので、まず、都城市職員の人事評価に関する規程の新旧対照表をご覧ください。

その中の7分の1ページから始まっておりますけれども、7分の4ページ、第13条 人事評価調整委員会の設置が定められております。これが新しく入った条項になります。さらに7分の5ページの下にあります第16条 人事評価の結果の活用がうたいこまれております。この活用とはということなの

ですが、これは都城市においては、部長、課長級クラスの評価、平成28年度の人事評価が平成29年度の勤奨手当に反映されることに活用するということが、この16条の中にうたいこまれ、この16条の結果として、こういう活用すること、取り扱うこととしております。

次に7分の6ページの17条、これは、苦情への対応ということが細かく定められております。

それでは、教育委員会のほうにかえっていただきまして、前のページの都城市教育委員会職員の人事評価に関する規程の新旧対象表をご覧ください。

都城市教育委員会の人事評価に関する規程については、現行の規程の内容は、市長部局員の規程に準じて制定をしております。ほぼ内容は同じというふうに考えていただいて構いません。今回も、先ほど説明いたしました市長部局の条文を準用するべく、改正を行ったものです。

6分の1ページ、最初のページですけれども、この第2条をご覧ください。

今回の改正もそうですけれども、市長部局の規程の改正が行われれば、その度に教育委員会の人事評価に関する規程の改正も発生しておりました。そのため、この2条に準用をするということをやりたいこみましたので、今後、そういう手続きが簡略化されて、大きな改正がない限りは、市長部局の規程に準ずるといような形をとるような形で規則の改正をしたところです。

また、6分の2ページをご覧ください。そして6分の2ページから6分の3ページですけれども、先ほど説明をいたしました人事評価委員会の設置及び苦情処理の手続きに関しましては、市長へ委任することと規定をしたところでございます。

それでは、議案第61号に戻ります。

議案第61号 都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任規則の一部を改正する規則について、ご説明します。この改正は、条例等の制定、改正に伴うもので、大きく3つの条例等に関わるものであります。

まず一つが、行政不服審査法改正に伴うもの。二つ目が、今、説明をいたしました地方公務員法改正に伴う人事評価に関する規程が改正されたことに伴うもの。もう一つが、一番最初に説明いたしました都城市退職管理条例の制定に伴うものの、3つの条例の制定、改正に伴って、議案第61号の規則の改正を行っております。新旧対照表のほうをご覧ください。

対象の改正は、行政不服審査法の改正によるものです。改正がどこかと言いますと、5分の2ページの第2条の13号になっておりますけれども、これは、行政不服審査法の改正というのは、平成28年4月1日から施行されることになっております。それまで、行政処分に対する不服の申し立てが異議申し立てと審査請求という形がありました。両方ある場合は、まずは異議申し立てを行わなければ審査請求ができないという仕組みの部分もあり、これは国民の裁判を受ける権利を制限しているとの批判があって、見直しが行われたものです。それによって、原則、不服申し立ての類型を、今、申し上げました異議申し立て、審査請求2つではなくて、審査請求に一元化することになっております。

教育委員会が処分を行う通知書の中に教示があります。この処分に不服がある時には、異議申し立てができますというような教示があるのですけれども、この教示を審査請求に変えております。後で、学校教育課のほうの説明する議案第73号がそれにあたると思います。よって、異議申し立てという文言が審査請求と変わりますので、先ほどの委任事務の中の表現、異議申し立てに関することというのを診査請求に関することというふうに改正するものでございます。

次に、新旧対照表の5分の4ページ、第4条第1項第8号にある勤務評定を人事評価という文言に改正いたします。そして、先ほど説明した議案第62号に係るものですが、その次に、第9号として新たに、都城市職員退職管理条例第4条第1項に規定する報告に関するものが、職員退職管理条例で報告を受けたあと任命権者が市長に個々行うというもの、この業務に関してを第9号の中に入れ込

むものでございます。

続きまして、第15号、16号の改正、これは文言の訂正になります。

以上、関連がありました議案第60号、61号、62号までの規則規定の改正の説明を終わりました、まずここで、ご質問を受けたいと思います。

○小西委員長

とりあえず、報告第91号、議案第60号、61号、62号をただいま説明いただきましたその範囲で質問はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告第91号を承認させていただきまして、議案第60号、議案第61号、議案第62号を決定させていただきます。

○小西委員長

続きまして、議案第63号から66号をお願いしたいと思います。

○教育総務課長

それでは続きまして、議案第63号 教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

これは、都城市暴力団排除条例が平成23年10月1日から施行され、都城市暴力団排除条例施行規則が平成27年12月1日から施行されたことにより、教職員住宅の貸付についても暴力団を利することにならないために、教職員住宅入居申込書の様式第1号を改正するものです。合わせて、教職員住宅の所在地に誤りがあったために、訂正するものです。

新旧対象表のほうでご説明いたします。

新旧対象表をご覧いただきまして、第4条に関しましては、表現の訂正になっております。第5条に関しましては、先ほど申し上げました暴力団排除条例施行規則の制定に伴うものです。これによって、5条関係の様式が変更になります。この様式第1号（5条関係）ということで、申込書の一覧がありまして、ここはちょっと今までよりもわかりやすい形での表の組み替えをしておりますけれども、大きく変わっているのはその裏、2面にあります誓約書兼同意書というものになります。

誓約書の部分は、今まで全くとっていなかった部分で、先ほど説明した暴力団等に利することがないようにというのを非常に厳しい形での誓約、そして、個人情報等に関して、これを利用して警察に照会をすることということがうたいこまれております。この下2行目、なお入居に当たってはというのは、通常どおり、これは前からこの部分に関しましては同意書という形をとっていたものです。それを誓約書兼同意書と一枚にまとめたのがこの形になります。教職員住宅に関しましては、学校の職員、そして、その家族、また今は空き室になっているものを一般の方にも開放しているということもあり、この誓約書兼同意書というものを徴集しないといけないと考えております。

これらの内容に関しましては、暴力団排除条例に関わるものですが、条例に沿った正しい運用を行わなければ人権侵害が生じる可能性もあると懸念もしております。これら運用に関しましては、市長部局の総務課等とも常に情報交換して、連絡を取り合って、慎重な運用をしていくと考えております。

再び新旧対照表に戻っていただきます。

第7条につきましては、今、説明いたしましたように、今までとっていた同意書を誓約書と一体化して提出いただくことにいたしましたので、その部分を削除して、新たにまた7条として、変更届けについてということの様式を制定いたしました。変更届けは、今、お手元にあります別紙2、記載事項変更届けで第7条、別紙2 様式第4号（第7条関係）が記載事項の変更届け出になっております。

続きまして、第12条、第15条は、文言の訂正並びに様式の号数の繰り下げとなっております。第18条は、先ほど言いました暴力団排除条例に関しまして、暴力団関係者でないということを変更してこちらのほうでも制定しているものであります。第19条に関しましては、様式の号数の繰り下げとなっております。

また、一番最後ですけれども、別表に書かれております教職員住宅等地番なのですけれども、今回行われました国勢調査の結果等で実際の住所地番と異なっているということが判明しましたので、その他の住宅についても改めてまた調査をかけまして、枝番等が消えたりというのがありますけれども、正しい住所に別表のほうを訂正したものでございます。

続きまして、議案第64号 教育財産の廃止について、ご説明いたします。

教職員住宅につきましては、10年前、合併当時は、旧都市に13戸、山之口町に9戸、高城町に14戸、高崎町に16戸の合計52戸ありました。四家小中学校の廃校、民間アパート等を教職員の方たちが利用される、もしくは車の利用による交通手段の変化に伴って、利用する職員数が減少したために、空室もその当時からも多かったのも現実です。平成21年度は、52校中教職員が入居しているのは26戸の半分、そして、15戸が空室、ALTを含む一般入居が11戸という状況でした。それで、平成22年から23年にかけて、まず最初に、教職員住宅について、今後、入居が見込まれないというような住宅に関しましては、総合支所のその当時の総務課、今の地域新興課、もしくは建設課、市営住宅等を管理している総合支所の担当課のほうに移管いたしましては、市営住宅への用途変更を行ったり、もしくは売却という手続きをとったものもありまして、現在に至っております。

そして、現在の状況ですけれども、今、お配りいたしましたカラー刷りの、これが現在ある教職員住宅の状況です。旧都市に12戸、山之口町が3戸、高城町が4戸、高崎町が8戸の合計27戸がありまして、先ほど合併当時は52戸と言いましたので、現在はもう既に10年前の約半数になっているという状況です。その中で、教職員利用は13戸、一般入居は4戸、そして空き室が9戸となっております。今後、この教職員住宅についてどうするかというのを教育総務課の中でも検討を行いました。今後、教職員の住居の入居の需要が見込まれて、そしてなおかつ近隣に民間の賃貸のアパート、貸家等がない地域については、やはり、教職員住宅の需要はあるだろうということで、継続して管理をしていきたいとは考えておりますけれども、今後、教職員の入居が見込まれない案件に関しましては、次の利活用、もしくは処分を含めて考えていこうということで、今回議案第64号 教育財産の廃止、教職員住宅の教育財産廃止についてご提案を申し上げるものでございます。

まず開けていただきまして、廃止をする住宅としまして、1番、縄瀬小学校教職員住宅があります。縄瀬小学校のすぐ近くにある1戸建ての住宅です。平成26年、27年度は利用者はいなくて、空き家になっておりました。建物の状況は非常に良好な状態であります。空き家の状態を知っている高崎地区の住民の方だと思いますけれども、売却する予定はないのかというような問い合わせがあったのも事実であります。高崎地域振興課のほうと協議を行いまして、まずは、教育財産を廃止し、高崎地域振興課のほうに所管替えを行って、その後高崎地域振興課のほうで利活用のほうを考えていただくと思っております。

2番目が山之口小中学校教職員住宅です。これは1戸建てが2棟あります。一つは平成25年度から空き家になっておりまして、もう一つは平成27年度から空き家の状況です。平成26年度まで入居があったところも、一般の方が入居されていて、先生ではなかったということです。老朽化も進んでおりますし、教職員の入居も見込まれないということで、こちらは山之口地域振興課と協議を行って、山之口地域振興課に移管をして、利活用は地域振興課のほうでまたご検討いただくと考えております。

3番目を開けていただきまして、富吉小学校の教職員住宅です。これは、市営住宅の敷地にある1戸

建ての建物です。敷地は市営住宅の中ですので、山之口の産業建設課が所管しております。教育財産としては、建物だけが教育財産となっております。

市営住宅として利活用はできないかということとを2年前から山之口の産業建設課と協議を行いましたけれども、そもそも市営住宅のほうも満室でもなく、空いている状態で、さらに新たに必要な状況ではないということと、住宅に関しても非常に老朽化が進んでおりますので、貸すとなれば色々リフォームの手を入れたいといけないうことで、山之口の産業建設課も受け取りについてはまだ承諾していただいていないところですが、今後、教職員住宅としての入居も見込まれないと考えておりますので、まずは、教育財産から外し、普通財産にしたいと考えております。

4番目が高城地区教職員住宅です。これは、高城中学校と高城高校の間にある1戸建てが4棟あります。平成23年度から空き家になっております。老朽化も進んでおりまして、教職員住宅としての需要もないために、教育財産を廃止したいと考えております。教育財産を廃止した後は、普通財産として、高城の地域振興課のほうで管理、利活用をということで、協議を2年間しておりますけれども、協議のほうは整っていないところであります。ただ今後、教職員住宅としての利用はないと判断しておりますので、まずは教育財産を廃止しまして、教育総務課のほうで管理をして、今後また、利活用、競売にかけるということに関しましても検討を継続していきたいと考えております。

続いて、議案第65号に移ります。

議案第65号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価について、ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定によりまして、毎年、教育委員会の事務の管理執行について、点検評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表することが義務づけられております。平成26年度の教育委員会の活動状況及び教育委員会の会議の運営、さらに、教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務、つまり教育委員会各課の主要事業等の実績及びその発生状況を自己点検し、評価を行いました。その結果を外部評価委員に評価をしていただきました。外部評価の方法は、外部評価委員設置規程に基づいて、2名の委員を委嘱いたしまして、意見を求めたところです。この2名は、南九州大学人間発達学部教授の内田芳夫教授と都城工業高等専門学校特任教授の濱田英介先生です。昨年度も同じ委員でしたので、昨年度の外部評価の反省を踏まえ、各課が提出する評価シートの内容の統一、そして、各課から直接ヒアリングを行うなど、外部評価の方法の改善を行ったところです。今回は3回の委員会を開催したところです。

2回目が先ほど言いました委員が各課から直接、達成状況についてのヒアリングに答えていく方法を設けました。そしてその結果の報告書案がその内容になっております。平成27年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価化に関する報告書案ということで、まず、開けていただいて、1ページから44ページが教育委員会の活動状況で、それに対して、教育委員の皆様の自己点検評価が44ページから45ページに書かれております。47ページから61ページが教育委員の活動状況となっております。61ページから62ページは、教育委員の皆様の自己点検評価が記載されております。63ページから100ページは各課の事業計画、成果目標、それに対する点検評価となっております。そして、最後の101ページから103ページが、外部評価委員会の意見、提言が記載されているところがございます。外部評価委員の2人からは、教育委員、そして、事務局の業務を細かく評価をしていただいたと考えております。その上で、教育委員、教育委員会の活動状況はおおむね高い評価を得られたと感じております。

特に、101ページの下に、濱田委員のほうからコンピュータの整備がすごくここ1、2年でスピード感を感じるというふうに、鋭い指摘があったところがございます。ただ、ICT化が進むということは、良い面もあるけれども、非常に運用を間違えば弊害も報告されているのも事実だということで、内

田委員からも話が出たところです。ICT環境に頼りすぎる、もしくは、その弊害もあるということ、使いこなす先生の力量が問われることになっていると。あくまでもツールとして使いこなすべきであって、五感で感じる経験が非常に重要であるという意見も出されたところです。ICTをもっと活用するためには、教科書の中の、何が重要かを精査する、先ほども言いました教師の力量が問われてくるという意見も出されました。これらはホームページで3月下旬に公表いたしますけれども、市民の皆様にも公表いたします内容につきましては、教育委員会事務局、そして、教育機関の職員がまずは目を通して、もう一度自分の業務について反省し、再構築していくべきだと考えております。

最後に、議案第66号 都城教育の日制定の告示についてご説明いたします。

平成24年より提出された請願書が平成25年度に採択されたことに伴い、ようやく今年度、都城教育の日の制定に至ったところでございます。内容につきましては、既に何度か教育委員会でも説明をいたしましたし、宣言文等は皆様でご審議いただいた経緯もあります。今年度は初年度ということで、今週の土曜日、2月20日に記念式典を開催いたしますけれども、来年度以降は、この宣言をもって、広く、都城教育の日の啓発に努めていきたいと考えているところでございます。来年度以降は、この啓発のためにというような新たな行事は行わない予定にしております。既に、教育委員会、各課、学校、地域が行っている、開催している様々なイベントの中で、一生涯における教育、学びについて、市民一人ひとりが考える機会を提案して、そして、郷土を愛する人材を育てていく方法として、都城教育の日というものを啓発していきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。

議案の63号から66号までの内容について、お尋ねはありますでしょうか。

○教育長

この資料を見ていただくと、暴力団に該当しないことを誓約しますということです。これは、暴力団に該当するか、否かを確認するために、警察に照会するものです。誓約をして、ここに書いた人が暴力団に関係していないかどうかを警察に照会して、返事をもらう形になっているのです。条例は暴力団と関わらないことを市民側がすることを努めるとか、努力するとかいう条例になっている。

一般の人が入るのにわからないから、ちょっと警察で調べてくださいと、これは教員に対してもやるのですよね。教員が入る時もこれを出すということです。

○小西委員長

同じような市のものに対する使用について、暴力団でないということを今後書類で確認するということは、ほかにもこういうものがあるのですか。

○教育総務課長

契約をする、補助金を助成する時にあります。この場合では家を貸した後にわかったから、では暴力団だから出ていってくれと言ったら、そちらのほうの手続きが、1回認めたものを出て行けといえれば既得権を主張されれば、それで非常に困難なものになるというのが法制的な考えで、契約の前に調査にかけられるものであるという考え方です。

○小西委員長

それはどのくらいあるのですか。

○教育部長

今回の条例施行規則の制定があつて、地方自治体と契約するものはすべて暴力団排除条例のもとで誓約をするとしなさいと、関係者とは契約は結べないということで、そういう市の方針です。言えば、先

生方だから暴力団と関係ないというけど、本当にそうかなと。ある意味では、先生だったら何もないのかと言われるけれども、基本的には先生とはそういうものはないと思いますから、これは誓約書をとって、これをすぐ警察に照会するのとかというところは必要ないと思います。ただ、いわゆる家族とか、一般は当然そうだと思います。一般の方の家族の方にも、関係者がいないかどうかというところは信用問題で、信用貸しとかなるのでしょうけれども、基本的にはそこは全部、疑ってかかるものが条例なのでしょうけれども、本人が教員の場合は、そこは信用してということがあると思います。他の同居者がいる場合は、そこも含めて誓約して、警察に問い合わせる場合もありますということで、家族においてもそうです。

○島津委員

行政の場合、仮に照会したら警察が情報をすすんで開示してくれるのかどうかというのがちょっとわからないのですが、多分、銀行の場合なんかでいうと、確か、銀行は民間ですから、警察にこの人暴力団ですから、反社会的勢力ですかと聞いても教えてくれないわけで、いわゆる民間の信用機関なり、そういう業界のデータベースで、新聞からひろったり、口コミだったり色々あるでしょうけれども、共通のデータベースで確か銀行とかチェックしているはずなのです。

○教育部長

自治体が契約をすることについては、暴力団排除条例に沿って契約しないとなっているわけだから、それはしない、これはするとなったら、もう少し吟味する必要が出てくる。

○教育長

市営住宅はとっているわけですか。

○教育総務課総括担当主幹

市営住宅も同じで、当然、市の職員も入りますし、県の職員も入るので、同じことではないでしょうか。

○教育総務課副課長

入居をしたいという時に、こういう申込書を出す際に、こういう手続きをしますからということの同意をとって、全て警察署に照会しています。

○教育長

それで警察署は照会回答してくれるのですか。

○教育総務課副課長

警察署と市と協定を結んでいるので、確か、そういう届け出があった時は照会をして、該当する、しないの回答をするということを、確か協定を結んでいるはずですよ。

○教育総務課副課長

誓約をして、もし、疑わしいことになって、警察に照会をしたことについて、裁判で人権侵害で訴えられることがあるので、法制のほうは、それを防ぐために先に、同意をとったほうがいいのではないかという考えです。

誓約をしたおかしいなという人に、調べたいので同意してくださいと言っても、逆に同意がもらえないのではないですかという考え方が。誓約をして、さらに、照会をするということでもって、誓約を担保するという考え方もあります。ただ誓約だけだったら、そこに保証されるものが何もないのではないかという。

○島津委員

ただ、いわゆる暴力団が銀行に行って口座を開きたいと言っても、それは駄目ですよというのは、確か、暴力団排除条例ですか、一応それを銀行は遵守しますということになっているので、あなたはかく

かくしかじか、とそこまで言うのか知りませんが、できませんと多分、お断わりするはずなので、一応、そこと個人情報を調べるところのリンクがどうなのかという問題はわかりませんが、多分、お断わりする根拠、あなたは暴力団関係だから駄目ですよと、暴力団排除条例だったと思います。

○赤松委員

3月1日から施行なのですね。

○教育総務課副課長

申込みを新年度の4月前に先生たちの異動が決まったら、申し込みを受けて、4月1日に入居の許可をいたしますので、3月中に申込書を出していただくために、3月1日からになっています。

○委員長

議案の64号、63号については、よろしいでしょうか。

○委員長

それでは、議案66号はほかにありませんか。

○島津委員

議案の66号でございます。教育の日の制定ということで、今年は、教育の日制定の式典もあるということで、先ほど課長が言われた、来年以降は何も考えていないということで、やる必要はないとは思いつつも、ただ制定した以上、ただ制定しました、それで、何となく忘れられていくこともあるので、セレモニー的なことはやらないまでも、継続的に毎年こういう日があるのだということを思い起こさせることを何かしら手だてをしていただければいいと思います。

○教育部長

これは例年、毎年、教育の日については啓発をするための広報を流すとか、当然、教育の日のシンボルマークを作って表彰するわけですから、作ったシンボルマークは、ずっと教育の日がある限り使い続けられないと意味がないわけで、このシンボルマークの意味をきちんと色々な事業の中でも冠をつけるなり、そういうことをしていかないと、何のために3年間かかって都城教育の日までこぎつけたかというのが、事務局はそういう思いがありますので、きっちりと引き継いでいきたいと思っております。

○教育長

それに関して言うと、今日、夕方6時からBTVで放送するので、10時にインタビューを受けたのです。結局、今日が教育の日なのです。インタビューを受けて、今、まさに島津委員がおっしゃったように、2月18日、来年以降どうするのですかという質問がきたのです。例えば、2月を教育の日月間として、精励賞などいい行いをした人とか表彰をするとか、それを月間の間にどこかに位置づけたりして、2月は教育の日月間ですよという、そういう情報を毎年流していくことによって、2月18日に取り立てて何かはしませんが、2月いっぱいはそのような月間で教育について考えて、皆さん一人ひとりが教育について考える月間にしましょうねと考えておりますという答えをしました。

○小西委員長

実は、別の話ですけれども、2月14日に都城史談会の研究発表があるのです。たまたま14日が橋本さんという方の、都城教育の日に合わせた都城教育の歴史、非常に素晴らしいレポートで、とりあえず、史談会も高齢化していますので、段々、出席者が少なくなっているのですが、非常に都城の教育の歴史を細かく、学べる機会として、資料がありますので、中原委員にたまたまお渡ししたので、多分、2月の当日に都城の教育の歴史みたいなものもパンフレットみたいなものを頂くのだらうなどは思ったのですけれども、非常に理解しやすい資料でしたので、もしお暇がありましたら見ていただければと思ったところなんです。結構、教育の日を見つめている方というのはそこにおられるのだなということを知り

ました。若い人にずっと浸透してくればいいのだと思うのですけれども。

○教育部長

桂久武の話、それをされるというので、行きたかったのですが、行けなかったのですけど。

○小西委員長

それからずっと、都城の小学校ができて、都城中学校ができて、専門学校ができて、かなり、九州の中でも都城の先駆的な教育の足跡みたいなものを話されたところでした。日ごろ知らないことでした。

○小西委員長

これについてはよろしいでしょうか。

65号なのですが、47ページの教育委員の活動というリストがあるのですけれども、たまたま私、ぱっと見た感じで、まだ詳細に見ていないのですけれども、ちょっと出席者が間違っていたり、報告がちょっと抜けていたりというようなことがあるようですので、気が付いたところだけでも、訂正していただければと思います。

○教育総務課副課長

教育委員会の行事のデータから来ているので、これを各課に回して見てもらってはいるのですけれども、各課も、すべて記録として残していなかったり、出席者がわからなかったりするところがあるみたいです。多分、出ていただいたのではないかとこのところ書いているところもあるみたいです。

○小西委員長

もし、気が付かれた方があったら、報告していただければありがたいと考えます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第63号、64号、65号、66号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第92号から102号まで、議案第67号から73号までを学校教育課長より説明をいただきますが、まず、件数が多ございますので、92号から95号までを区切って質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○学校教育課長

よろしく願いいたします。

それでは、報告第92号ですが、平成27年度都城市就学指導委員会答申についてということで、平成27年5月22日に、都城市の就学指導委員会に諮問した児童の就学先につきまして、平成27年12月27日に別紙のとおり答申がありましたので、ご報告をいたします。

答申の内容につきましては、今年度の就学指導の申し込みが149名、うち相談を実施した件数は118名、昨年に比べると26名増えております。就学指導委員会、それから就学指導専門委員会と2つに今年度は分けて、専門委員会のほうで夏の就学相談、8月に実施です。秋の就学相談、10月に実施しまして、専門委員等の報告を就学指導委員会に上げまして、最終的に2番にありますように、きりしま支援学校が適するというのが15名、それから知的障がい特別支援学級に適するのが21名、自閉症情緒障がい特別支援学級に28名、通常学級が適するというので54名と判断をしたところです。その中で、就学指導委員会の答申と保護者の意向が違うケースが4件ございました。このうち、意向等が違うケースにつきましては、教育委員会、それから保護者、学校の3者で協議をいたしまして、そこに4件ありますが、3番、22番、63番につきましては、協議の結果、保護者の意向どおり、通常学級でということなので話が進んでおります。そして、8番につきましては、支援学校と通常学校と協議を進行中でございます。

以上、1件だけ協議進行中ということで、その他については、協議等を行った結果、特に問題がない

と思われております。

その他のところでございますが、就学時健診等で知能検査の結果が低かった幼児等、あるいは集団の中での活動に不安がある幼児等についても、就学相談を進めましたが、協議をするまでには至りませんでした。こういう場合につきましては、該当の学校へ児童の情報を提供をするということで、また、4月以降は対応していただくということになります。合わせて、小学校には、引き続き、保育園、幼稚園等の訪問情報交換をお願いしております。以上、報告92号です。

続きまして、第93号ですが、平成27年度都城市教育委員会精励賞選考結果についてということですが、先月1月22日に選考委員会を開きまして、別紙のとおり、受賞者の決定をいたしました。

内訳を申し上げます。

善行部門、小学校の個人が14、団体が19団体、中学校の個人が12、団体が13団体の25です。体育部門が、小学校が7個人、団体が1の8です。中学校が4個人、団体が2の6になります。文化部門につきましては、小学校個人が3、団体が2、中学校は個人が2ということで、合計3部門で個人が42名、団体が37の79個人団体を表彰するというので、選考いたしました。

これにつきましては、土曜日に教育の日の式典で表彰を行うということによりよくお願いいたします。

続きまして、報告第94号になります。

都城地区中学校体育連盟九州大会及び全国大会参加補助金の交付要綱の一部改正の告示についてです。これにつきましては、全国大会、九州大会等の補助金要綱を改正したいということで、その理由につきましては、現要綱では、部活動の監督、いわゆる部顧問、教職員がなっておりますが、それを補助対象としておりました。しかし、教職員につきましては、県費の旅費、いわゆる出張という形で県費が支給されますので、教職員の監督には補助対象とせず、旅費等の補助がない外部指導者を1名補助対象と改正をしたいと考えております。新旧対照表では、第3条が該当になったと思います。

以上でございます。

報告第95号ですが、平成27年度都城市教育研究論文の選考結果ということで、先日火曜日に表彰をさせていただきましたが、そこにありますとおり、22編、21名の方の入賞、学校賞が9校ということで表彰させていただきました。ちなみに、最優秀賞は祝吉小学校の指導教諭大牟田孝夫先生です。なお、残り92点につきましては佳作ということで、表彰並びに500円の図書券を送るようにしております。

○小西委員長

まず、そこまでまとめて質問はいかがでしょうか。

○島津委員

報告の92号の就学指導の関係ですが、今回118名でそのうち通常学級が54名ということで、64名が支援学級等ということになるわけですが、これは昨年度と比べると、昨年度は何名ぐらいだったのでしょうか。全体は118名で昨年度比26名、そのうち支援学級等に該当したのが今年度は64名で、昨年度は何名だったのでしょうか。年々増えていると聞いているので、ずいぶん増えたのかなとちょっと心配なのですが。

○学校教育課長

申し訳ありません。昨年度のデータを今手持ちにないものですから、調べまして、後ほど回答をさせていただきます。

支援学校と支援学級ですね。通常学級でない数でよろしいですか。

○小西委員長

その点をお願いいたします。

ほかにはありますでしょうか。

○中原委員

先般行われました95号についてですけれども、参加させていただきまして、とても忙しい中にすばらしいものがあって、佳作についてですが、いわゆる図書券500円ということなのですが、ここまで教職員の方が論文を作成するのに、どのくらいの費用がかかるのかなと、いわゆる費用対効果とか、これが赤字であったならば、それをちょっと今、ふと思ひまして。

○学校教育課長

確かに、500円では済まないだけの時間を費やして、特に、冬休みに入って正月前後に仕上げをするということもかなり時間が要りますが、今のところは、予算的に千円ぐらいまで上げてやりたいという気はするのですけれども。

○中原委員

そこで、佳作の方、提出された方の研究に対しての敬意を表してということは十分承知はしているのですけれども、なかなか選ばれなくて、次、頑張ろうという糧もありますし、色々とまたかさ上げしていただきたいと思います。何か500円でモチベーションが下がってしまうと。

○学校教育課長

我々としては沢山応募してほしいのですけれども、沢山応募されると、一人分の報償が下がってきます。数が少ないと、一人分は多くなるのでしようけれども、全体的な士気ということで難しい、またそこは予算面を何とか考えて。

○中原委員

エキスパートスクールのことも考えると、冊数とか大変なのですが、500円と何十万円という話を聞くと、個人の研究を評価するという面では、そこは一つご検討いただきたいと思うところでありました。

○委員長

ご意見をまたご検討いただきたいと思います。

今、95号でしたが、ほかにありますか。

○赤松委員

精励賞のことについてお尋ねします。

79名団体といていいのでしょうか、すばらしい行いをして表彰されるということです。本当にうれしいことだと思うのですが、選考した結果という文言が使われていますので、これ以外にまだ数多く上がってきた中で、選考の結果これだけが、それぞれの分野で選ばれたのかどうかということと、昨年と比べて増えているのか、減っているのかとか、そういったことについての情報がございましたら、お知らせいただくとありがたいのですが。

○学校教育課長

昨年度のデータを手持ちで持っておりませんが、全校部門につきましては、多分、ほとんど、学校から申請があったもので、内容についてはですね。ただ規定がありますので、昨年度も実施したりとか、同じ団体とか、同じ個人についてはという規定で選考しておりますので、もちろん、体育部門、文化部門につきましても、どういう大会でベスト4以上とか、そういう基準を一応設けておりますので、その辺について基準に達しているかどうかで、若干名は漏れたりというのもあったのではないかと思います。

○赤松委員

もしこのまま上ってきて選考されて、選ばれなかった個人とか団体があった場合、それは例えば、校長名で学校で表彰してくださいとか、そのようなことがあるのかなと思ったものですからお尋ねしたのです。学校から教育委員会へすべて上ってきたら自動的に選考されてここにきているのかどうかというのがちょっと心配だったのですが。

○学校教育課長

若干は漏れていることもありますし、おそらく、本人にはこれに上げるからということには、出さずに、学校のほうで推薦して上ってきて、そして、校長には駄目な場合は駄目でしたというようなことで通知をするのですが、当然、協議とか、学校の中でのそういう規定がございますから、校内での表彰というのは可能かなと思うのですけど。

○赤松委員

励まし、子どもたちをいい方向に向かわせるというのが趣旨でしょうから、仮に、ここに上がっていない子どもで、選に漏れた子どもについて、その子供たちに対する配慮があったらいいかと思います。

○小西委員長

今と違うかもしれませんが、3年程前ですか、この善行賞について、どういう選考ですかとお聞きしたことがあるのですが、その時には、各学校の中で選考をされているかはわかりませんが、上ってきたものはすべておっしゃるような趣旨、そのことに対して励ますという意味で、全部を表彰していると、3年か4年前までは聞いていたのです。上がってくる各学校でどのようにされているかわかりませんが、学校から登録された分は皆さん、賞になっているのではないかと思うのですけど。

○学校教育課長

善行賞についてはほぼそういう形で、何らかのボランティアなり、色々な望ましいといいますか、後輩にとって望ましい取り組みをした児童については、ほぼ申請どおりのところがあり、若干、過年度に同じ受賞が重なった場合だけをチェックをさせていただいているということで、善行賞は申請のとおりだと思います。あと、体育部門、文化部門はどうしても基準がありますので、そういう状況です。

○教育長

昨年からちょっと基準を変えたところがあります。というのは、学校によって、例えば、音楽部門だったですか、ピアノで入賞したというのを学校が上げてくるわけです。ところが、同じ学校にいて、学校に言っていない子がいて、上がってこない子がいるわけです。そうすると、こっちは表彰されて、こっちは表彰されないということが起きてくる可能性はあるのです。先生が見落としているか、学校が違うかで、だけど、学校の基準では全部上げて、こっちはそういうものを全然上げてきていない部分があったりするわけで。今度は、保護者が、何であの子が表彰されて、こういうことで表彰されて、何でこちらのほうで表彰されないのかとかいうことが起きてくるんですね。

去年、ちょっと基準を変えたですね。今おっしゃっているように、善行賞だから、なかなかそれが駄目と言えないものだから、それも拾ってしまうというのも変だけど、やはり出てきたらそうですかとあげないといけない。一方では、基準が学校によって、ピアノとか、音楽とか、外で習い事をしているものは色々な大会があって、去年は、あの子はどうしますかと聞いてくださいということを行ったかもしれません。そういう問題が起きてきます。

○学校教育課長

特に、小学校の場合が、学校に報告していないというケースがあって、あるいは、学校の担任が把握していないために、せっかくこういう応募しているのですけれども、気づかずというものが。中学校は大概、部活動単位でありますので、学校でも表彰したりとか、そこの若干の違いがあります。

○小西委員長

精励賞についてですが、善行賞はそういう形で、今おっしゃるようなスキルのレベルというか、そういうところは、学校で、保護者なり、何なりに精励賞の募集がありますというようなことを周知していただければ、外でお稽古している人たちなどが漏れることが少なくなるかなと感じます。外でお稽古していて、学校などで余りやらない児童もありますよね。その周知をやっていただきたいと思います。

○島津委員

記憶違いかもしれませんが、去年の精励賞のどこか1校、学校のほうは上げてきたつもりで、ファックスが届いていなくて、急遽その場で。あの時は確か、ファックスで送ったつもりになっていて、事務局には届いていなくて、事務局から何も連絡がなかったのだけど、学校側は来たから、そのつもりで来たというのがありましたよね。今、ふっと思い出したので、そこのシステムがちゃんと改善されていればいいと思うのですが。

○学校教育課長

今回はきちんと、教育の日の式典もありましたので、出席名簿と精励賞の参加者というので、一応、確認はしておりますので、大丈夫だと思います。

○小西委員長

何しろ数が多いので、事務的なことも大変だと思いますけど、よろしくお願いします。

それでは、95号まではいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○小西委員長

報告第96号から99号までをご報告いただきます。

○学校教育課長

それでは第96号です。

都城市教育資金融資取扱要綱の一部改正をする告示についてということで、冒頭の予算編成のところでもの奨学金ところでも出たのですが、これは市と九州労働金庫が提携しております教育ローンということで、簡単に申し上げますと、融資額を利用者の要望が200万円から300万円という要望があるということで、労金のほうから引き上げができないものかということで、協議をして、借りる人数と上限が一億円というのがありますので、その範囲内で十分対応できるということで、300万円の引き上げということの改正を行うものでございます。その新旧対照表の中の目的、趣旨というところの第1条のところにも書いてありますが、第5条 その対象者を含めて融資の条件等の改正をしております。

第97号です。

脊柱側弯症健診の二次健診、追跡健診の終了についてということで、脊柱側弯症の二次健診、追跡健診につきましては、昭和54年度から法定検査であるこの検査の一次健診に加えて、独自の方法で脊柱側弯症委員会ということで、追跡検査を実施してきました。しかし、昨今の医師の技術の向上と個別管理で十分対応可能との見解が脊柱側弯症委員会より出されて、今後は、保護者とかかりつけ医で管理していくということで、二次健診、追跡健診を平成27年度で終了するというものでございます。

同じく、第98号につきましては、ぎょう虫卵健診の終了ということで、これも法の改正、学校保健安全法施行規則の改正に伴って、今年度までで終了する。これまで3年間の状況を見ましても、陽性の反応が出たのが、3年間で3名ということで、今年度はゼロということで、終了しても問題ないという見解でしたので、終了いたします。

それから、第99号につきましては、共催の申請で、専決処分した事務でございます。平成27年度市福祉教育ボランティア学習実践研修会の教育委員会の共催ということで、3月4日にこの研修会が開催されるということでの共催申請でございます。

以上、99号までですが、よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、報告第96号から99号までで、お尋ねはありませんでしょうか。

○赤松委員

96号の改正前の規定の次の要件を満たす者についての「市税等を滞納していない者」と記載されていますが、表記が「市税」に変わるということなのですが、この等というのは何なのですか。

○学校教育課長

明確に市税のみということ、そこはまた担当のほうに確認してまいりたいと思います。

○小西委員長

ほかにございませんか。

側弯症の健診モアレというのは、これは検査の名前なのですか。

○学校教育課長

そうです。

○小西委員長

それでは、99号までよろしいでしょうか。

○小西委員長

それでは、報告100号から102号までをお願いいたします。

○学校教育課長

それでは第100号ですが、都城市音楽大会参加費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてです。

音楽大会参加費補助金交付要綱の中の小・中学校の吹奏楽部等が音楽大会参加の際に要する旅費、楽器運搬費の補助を行っておりますが、大会参加に要する費用の中で、高速道路代について明確な規定がなかったということで、これまで高速道路代を補助としておりましたが、今般、市の職員と同等の高速道路利用基準を設けて、判断の基準を明確にするということでございます。

その基準につきましては、第3条第1項に加えませんが、まずは、宮崎県内、鹿児島県内及び熊本県の八代市より南部の熊本県内に移動する場合は、対象とできないと。それから、走行区間が30キロ未満の場合も対象とできないということで、基準を設けたところでございます。

それでは、第101号です。

都城市都北地区小学校音楽大会バス借上料補助金交付要綱の一部を改正する告示についてということ、これにつきましては、様式を都城市暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団排除に関する誓約書及び同意書を追加するためということでございます。別紙様式のほうに、その文面を織り込みまして、同意書を裏面に付けているところです。

それから、最後ですが、報告第102号につきましては、都城市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示について。これにつきましても、都城市暴力団排除条例ということで、その同意書を申請に必要な書類ということで、追加をしたところでございます。

○小西委員長

それでは、102号までお尋ねはありますでしょうか。

○教育長

さきほどの、監督以外の指導者に補助金を出しますよね、それには暴力団排除条例とかは入っていませんよね。

○学校教育課長

入ってないですね、中体連ですね。

○教育長

それはなぜですか。

○学校教育課長

それはいわゆる、外部指導者、コーチは県が認定をしておりますので。

○教育長

それにお金を出すことになるでしょう。お金を出す場合には、むしろ学校の先生でない指導者でしょう。学校の先生でないコーチとかに出す補助金、そこは要らないのですか。

○学校教育課長

そこは、県の研修を受けて、県が認定をしていますので、市のほうでは改めてその必要はないと判断しています。

○教育長

先生とかは逆に、本来要らないわけだよね。

○学校教育課長

先生は旅費出ますので、県から。

○教育長

その暴力団排除条例は誓約書を出さなくていいのかな。

○教育総務課総括担当主幹

市の財政課が作っている補助金交付要綱のほうに様式が定められています。

○教育長

そこに書いてあるのですか。

○教育総務課総括担当主幹

これは、対象者とか、そういうものを定めているもので、書類等については、補助金交付要綱、財政課が作っている交付要綱に定められています。すでに改正がされています。

○教育長

そっちはそっちで対応しているという意味ですね。

バス借り上げはどういう人がこれになるのかというと、学校の先生というので。ほとんどクラブ活動の部活なんだよね。バス借り上げはね。

○学校教育課長

音楽大会ですか。吹奏楽部の小学校であれば、保護者会。

○教育長

保護者会の保護者の代表が暴力団ということもありますね。

○学校教育課長

ゼロではないということですね、疑いは。教員であればでしょうけど、保護者が申請をするというのは、音楽大会の場合ですね。

○教育部長

保護者が申請をしていくのですか。

○学校教育課長

小学校あたりはそうです。後援会とかいうのも、中学校の吹奏楽部もそうです。後援会長が請求をする。

○教育部長

それでいけない部分もあるかもしれません。特に、この遠距離通学の補助金交付は子どもの教育環境

を守るという視点で、教育委員会が考えますので、親が例えば暴力団関係だと子どもにそういった補助をしないとか、そういうことができれば、支援を行政が切るといのは問題がある。そこはもし暴力団関係の子どもがいたとしても、補助金は出せますということも当然あり得るということです。

○教育長

教育を受ける権利は子どもにはあるわけで、そこにお金を出さないということができるのかどうか。

○教育部長

それは多分、難しいだろうと思います。そこは最終的には出す時に考える必要があるかなと。

○小西委員長

そのあたりを実態に合わせて検討していったらどうなのでしょう。

○教育部長

保護者と児童・生徒とはまた違うと考えて対応しないとおかしくなる。そこはあるのかなと。一様に全部あげるといのは、どうなのかといのは確かにあるのですが。

○小西委員長

先ほどもあったのですけれども、今の申請書問題に関しては、一応、市として趣旨に沿った検討をしていただきたいという教育委員会の考えでよろしいでしょうか。

○教育部長

市の補助金ということでそうなっているのだろうけど、補助金を出す段階で、その判断として様式上はこれでということでしょうけど。

○島津委員

子供のためのというものが、全て網にかけることは、それが不都合なところが出てきそうな気がします。

○小西委員長

教育委員会の総意として、検討していただくことが必要なと思いますので、よろしいでしょうか。今回の報告は、そのようにお願いいたします。

○学校教育課長

そこは検討しながらということで。

○委員長

それでは、議案第67号から69号までをまとめてお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、議案第67号です。

都城市立小中学校事務処理の効率化に関する共同実施組織運営要綱の一部を改正する告示についてということで、学校の事務処理の効率化のために、現在も共同実施で運営をしているわけですが、今年度の9月から共同実施のあり方を事務研究会のほうとも協議しながら、一層、効率化を進めるために、試行的にブロックを編成し直して、試行してきました。それを受けて、平成28年度から本稼働ということで、今回要綱の改正が必要ということで、要綱をまずは改正するものでございます。

色々細かいところがありますが、まずは、第2条の中の学校におけるサブリーダーを中学校区に置くということ。それから、共同実施支援室を置きますという内容のものになります。

共同実施支援室につきましては、また、次の要綱の制定で議案第68号のところから出てくるのですが、今、9地区、共同実施の地区分けをして、それぞれの地区の中でやっているのですが、いわゆる事務のプロパーが段々少なくなるということで、もう少し区割りを大きくして、全体をカバーできるようにということで支援室を作りまして、そこに、一極集中型にしまして、市内の学校の事務のカバーをし

ていこうと。勿論中には、中学校負担でサブリーダーを置いて、細かいところはサブリーダーを中心に、あるいはブロックごとに共同実施主任を置きますので、そういう中での取り組みということで考えているところです。

それに関連しまして、議案第68号は事務の支援室の運営要綱ということで、目的、そして組織、業務、室長、副室長、運営含むということで、新たに運営要綱を制定しているところでございます。今のところ、来年度は支援室を姫城中学校にということで予定しております。

それでは、第69号です。

都城市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、様式にあります教示を改正するものでございます。それと、一部の文言を改めるということでございます。

教示につきましては、様式第4号に新旧の様式を載せておりますが、60日以内の異議申し立てというところについてを3ヶ月以内の審査請求、そして、正当な理由がある場合を除き、1年を経過した場合、審査請求ができなくなりますという教示の部分の改正をするところでございます。

あと都城市というところを、都城市教育委員会に。ということでの、様式の変更でございます。

以上です。

○委員長

それでは、69号までのご質問はいかがでしょうか。

○島津委員

議案68号で、支援室の設置ということで、これは、支援室は具体的には姫城中という話ですけれども、そのために人を増員してまでなのか、今いるメンバーで頑張ってもらおうということなのか、どちらなのでしょう。

○学校教育課長

今、共同実施のために6人の事務職の加配が各ブロックに入っております、その加配を2名、そして、支援室長、副室長という4人体制を姫城中に置いて、市内を回っていく形の構想になります。

○教育長

そのブロック割というのは、今は市を跨いではないですね。

○学校教育課長

都城市内だけです。

○教育長

この前の県の説明では、市をまたぐ場合もあるみたいなことを言っているのですが、そうなると大変なことになるかなと思って。この制度がそういうことを受けていてできているということは、十分気をつけておかないと。

○学校教育課長

県のほうが、今、そういう構想で。来年の県内の9事務所単位で、3つのブロックに試行的に取り組んでいきたいということで、県北、県央、県南と3つしかないのですけれども、以前は7つありましたので、北諸の教育事務所もどうかという打診もちょっとあったところだったのですが、となると、三股と一緒にやらないといけないということで、市町村の範ちゅうが違いますので、非常に厳しいですという話はしたところです。

○教育長

先ほど、島津委員の加配の問題もあって、事務職員が大変なことになってしまって、学校事務が回っていくのかなと不安がありますよね。

○学校教育課長

要綱あたりも三股町とも若干違いますので、ただ、事務職員は連絡をとりながら、三股町も一緒に、そういう仕組みはないことはないですが。

○教育長

これ自体は、事務職員たちは、一応、納得はしているのですか。

○学校教育課長

事務職員の事務研究会の中でも、色々議論をしながら、一緒になって作り上げてきたものです。

○教育長

一応は納得されているわけですね。

○学校教育課長

この新しい共同実施の組織につきましてはですね。意見を入れながら編成をして、どういう形で今年度試行でやっていますみたいな、そこを課題等を出しながら、来年は本格的にということ。

ただ、先ほど島津委員も言われましたけれども、人的なものがどうなるのかと。

○教育長

要するに、人減らしをするためのブロックになるのではないかと危険なところがあって、しかも今、県は学校事務職員プロパーを雇わない形になって、普通の事務職で上ってきた人を学校事務に配置してしまう。しかも学校事務でした人も県の職員にかわってしまうということがあるのです。そうすると、学校事務とかやれるのかという不安は結構ある。その辺がどうなるのかという問題点があると思います。

○学校教育課長

一応市内だけで、事務職員のほうも3年か4年越しぐらいの要望だったのですが、それを少しずつ進めていながら、ようやく今年度試行に辿り着いたということです。

○赤松委員

お尋ねしますけれども、今、小・中学校で事務長というポストはあるのですか。

○学校教育課長

事務長はないです。6級事務主幹というのがあります。

○赤松委員

県立学校の場合は事務室があって、事務長という人がいました。

○学校教育課長

管理職ですから。

○赤松委員

義務制の場合にはそれがないので、もともと共同実施というのが発想として生まれてきた最終的なゴールとしては小・中学校にも事務長という管理職としてという、そういう部分があったように思えるのですけど。その一歩手前で、いわゆる室長みたいになってきたのかなと思って、聞いていたのです。

○学校教育課長

それとは、管理職的な取り扱いの室長ではないです。

○赤松委員

まだ管理職になっていないから、よくよくゴールとしての、事務職員さんたちがゴールとして目指しているのは、そういうものがあるのかな。共同実施をしていくことの良さは、小規模校の事務なんかに対する緩和もできるといった発想で、生れてきたと思います。

○教育長

例えば、室長が今、質問に出ましたが、これが県にかえった時はどれくらいの地位になるのですか。

○学校教育課長

室長はプロパーの方ですので、県には戻らないそうです。

○教育長

これからは、学校事務プロパーで来るわけですね。採用するわけではないから。

○学校教育課長

また、その採用のあり方を研究して見直すような形で。

○赤松委員

次年度から採用は、学校事務枠を持たれたのですか。

○学校教育課長

もう一回、元みために、学校事務できちんと採用するのではなくて、県職員の中でも学校事務をというところで採用していくような形で、少しずつ変えていくということですね。

○教育長

この前の話では、全体でとっておいて、あとその中から何人か学校事務に回すみたいな説明だったから、学校事務でということではなくて、合格したらその中から学校事務に何人か回すという、そういう説明でした。

○学校教育課長

今がそういうシステムです。それが学校事務という枠でも、希望を聞いたりしながら採用していこうという、ちょっと方向変換に。

○教育長

採用の時ですか。この前は、採用の時と言わなかったです。

○学校教育課長

採用した中で、当然、学校事務を希望しているところを確認しながら、今は県職で採用して、持っていくますから、学校事務を希望しなくても、学校事務にぽんと配置されると、3年たって戻っていくところなんです。そこを若干、変えていくような形にしています。

○教育長

その辺が、待遇改善に近いのかもしれないと思います。

○小西委員長

議案について色々ご意見がありましたけれども、決定はよろしいでしょうか。

それでは、今の69までを議案を決定させていただきます。

○学校教育課長

それでは、議案第70号の差し換えを今、お願いしたところでした。都城市の学校管理運営規則にあります第33条第5項の規定にあります来年度から2年間ですが、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱ということで、それぞれの医師会、それから学校歯科医師会、学校薬剤師会のほうから推薦をいただきまして、そこにありますように委嘱を4月からしていきたいと考えているものです。

続けていきます。

第71号ですが、都城市三股町いじめ防止対策専門家委員会の選任についてということで、これにつきましても、別紙にございますが、5名の専門家委員の選任を継続をお願いをしたいと。鳥原眞樹夫さん、それから久保正さん、松尾容子さん、内田芳夫さん、西山繁敏さん、それぞれの職業資格、経歴等が2面にありますが、新たに平成28年から2年間お願いしたいということです。

続きまして、第72号です。

平成28年度都城市教育委員会指定研究学校についてということで、平成28年度から2年間の指定

で都城市立有水中学校を指定していきたいと。有水中学校につきましては、今年度、都城市教育長調査研究モデル校ということで、幼小中一貫教育の研究に取り組んでまいりました。その中で、これまでの取り組みを継続しつつ、来年度から市の指定ということで、中学校を指定して、取り組んでいただきたいというものでございます。

それから、第73号です。

都城市立小中学校の校区外通学の許可に関する規則の一部を改正する規則です。これも、行政不服審査法の改正に伴って、様式の一部と様式第3号の表示を改正するものでございます。この様式の第3号につきましても、先ほどと同じように60日という文言を3ヶ月の審査請求と改正をいたします。

以上、73号まででございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案第70号、71号、72号、73号についてのご質問はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○教育長

73号は、何で市長となっていたか分からないよね。73号の都城市を代表するのは都城市長となります。本当は、教育委員会に対して審査請求するのですよね。校区外通知の許可は、教育委員会がやるわけですか。

○学校教育課長

はい。

○教育長

なぜ市長になったのかな。どっちがどっちなのかよくわからないけど。

○学校教育課長

審査請求をするのは教育委員会に出すようにということで。

○教育長

これまでは市長になっているのですか。

○学校教育課長

市長になっています。教育委員会が出している許可ですので、何で…。

○教育長

何でここが市長になっているのですかね。

○教育総務課副課長

以前、例示が示された時、そのまま入れただけだったのではないかと。中まで読み込まずに、ただ、示されたので、そのまま。今回、市長部局と教育委員会では若干違うということで、そこを確認したら間違いが見つかったということだと思います。

○委員長

ご質問はいかがでしょうか。

それでは、議案第70号、71号、72号、73号を決定させていただきます。

11 その他

○2月臨時教育委員会日程について

日程 平成28年2月25日(木) 13:30から

会場 南別館教育委員会室

以上で、2月の定例教育委員会を終了いたします。